

京都府議会 6月定例会 代表質問（2006年7月5日）

日本共産党 梅木 紀秀議員の質問と答弁の概要をご紹介します。

梅木 紀秀（日本共産党 京都市左京区）2006年7月5日

【梅木】日本共産党の梅木紀秀です。日本共産党府会議員団を代表して、知事ならびに関係理事者に質問します。質問に先立ち、議長のお許しを得て、一言申し上げます。

本日、北朝鮮がミサイル数発を発射し、日本から数百キロ離れた日本海に落下したとされています。これは、ただいま決議されたとおり、「日朝平壤宣言」や六カ国協議の共同コミュニケに反し、北東アジアの安全を脅かすものであります。外交交渉に、武力による威嚇を持ち込むことは許されるものではありません。わが党議員団としても、厳重に抗議するものであります。

知事選挙についても、一言申し上げます。

知事選挙前に、民主府政の会が行ったアンケートには、府内各地から3万1千通もの回答が寄せられました。書き込み欄に、切実な要求や将来への不安、現在の政治への怒りがぎっしりと書き込まれていました。今回の知事選挙は、こういった府民の切実な願いに府政がどう答えるのか、地方自治体の役割が問われた選挙でした。

私たちは多くの府民、団体のみなさんとともに、この願いに答えるために、衣笠洋子さんを先頭に、子どもの医療費の小学校入学までの無料化、30人学級の実現、国保料・介護保険料の軽減、住宅改修助成制度の創設など、緊急政策をかけた、27万人の府民の支持をいただきました。ご支援いただきましたみなさんに、心からお礼申し上げます。同時に、日本共産党府会議員団は、府民のみなさんと力を合わせて、切実な願い実現のためいっそう奮闘する決意を表明し、質問に入ります。

知事がマニフェストで公約

子どもの医療費拡充と耐震改修助成をただちに実施せよ

【梅木】まず、知事のマニフェストに関わって2点うかがいます。子どもの医療費拡充は、多くの府民の強い願いであり、知事も1月の記者会見で、「補正予算で」と述べ、マニフェストでも公約されたにもかかわらず、今議会の補正予算では、検討費だけの計上です。直ちに実施すべきです。また、耐震改修助成についても、拒否し続けてきましたが、マニフェストで公約されたのですから、これについても直ちに実施すべきです。実施時期はいつか、明確に、お答えください。

【知事】乳幼児医療制度だが、私は一期目のスタートにあたり、子育ての経済的負担を軽減し、安心して医療を受けて頂けるよう市町村との検討の場を設け制度の改善を図ってきた。この制度は、京都府と市町村が連携協力して実施している制度であり、今回の制度が改善にあたりましては、まず共同関係にある市町村を始め、幅広く意見をお聞きすべきであり、その検討を行なうためこの議会に予算案を提案した所である。

耐震改修予算だが、今後十年間の取り組みの基本方針である耐震改修促進計画を今年度のできるだけ早い時期に策定する予定になっているので、この計画を策定する中で、耐震改修助成制度も含めて国の支援

制度と連携した効果的な耐震改修促進施策を図って参りたいと考えている。

【梅木】子どもの医療費について、1月5日の知事の記者会見で、今年度の子育て支援について当初予算の説明をした後、知事はさらに「当初予算でなく、今後補正予算で検討するものとしたしまして、乳幼児医療助成制度の見直しを行っていききたい」と。市町村と相談するということだが、府が引っ張り、府が先に実施することはできるのであり、これは知事が1月に言ったことだから、ただちに実施すべき。知事の再答弁を求める。

【知事】乳幼児医療助成だが、私は二月府議会におきまして、多賀先生の質問に対し、この制度については、実施主体である市町村との協議が必要であるので、市町村からのご要望をいただき、また、京都市からあり方について協議をしたいとお話もあるので、国における医療制度改革もふまえ、市町村と協議をする中で検討を深め協議してまいりたいとはっきりと答えている。それから、1月5日の記者会見においても、「さらに当初予算でなく、今後補正予算等で検討するものとして、乳幼児医療費助成制度の見直しを市町村と連携のもとに行なっていききたい。これについては、今後京都市をはじめ市町村のみなさんと協議をしながら具体的なあり方について策定していききたい」とこたえており、この部分を飛ばして勝手に解釈しているからで、2月府議会の全体をみたら、今回の予算が手順を踏んだものであることがわかる。これは勝手に京都府だけでいけるような制度ではないことをご理解いただきたい。

高齢者への大増税に怒りの渦

増税をただちに中止し、凍結するよう国に求めよ

【梅木】次に、高齢者への増税、負担増についてです。

6月18日の朝日新聞投書欄は、高齢者の「増税への怒り」を特集しました。紹介します。「6月は嫌な月です。年金、介護保険、市・府民税の通知がありました。昨年所得税が5倍に、今年は市・府民税が4倍に。低所得者をどこまでいじめたら気が済むのでしょうか。政治のあり方に激しい怒りを感じます」。別の方は「空前の利益を上げている大企業や銀行を優遇しながら、年金生活者に大増税の自民党政府に、心の底から怒りを覚える」。また「政治家に天罰、一揆待つ思い」という投書もありました。全国、どこの市役所でも窓口で市民が殺到しています。

このパネルをご覧ください。私どもに手紙をいただいた京都市内の70歳のご夫婦の例です。年金は夫283万円、妻52万円で、所得税、住民税が2年前、ゼロだったものが、昨年、今年と増え、3万7千円と4万7千円に、介護保険料、国保料も上がって、2年間に2.4倍にもなっています。住民税の非課税限度額廃止、老年者控除の廃止と公的年金控除の縮小、定率減税の半減の結果です。さらに、来年度は、激変緩和措置の終了と定率減税の廃止などで負担が増え、医療大改悪による負担増もかぶってきます。

昨年の予算委員会の知事総括で、私は、雪だるま式に増える高齢者の負担増について、知事に質問しましたが、知事は「受益と負担の問題」「持続可能な制度確立のため」と負担増を容認する冷たい答弁でした。知事は、この高齢者の痛み、悲鳴をどう受け止めていますか。いま実施されている高齢者への大増税は直ちに中止し、今後実施予定の増税については、凍結するよう国に求めるべきです。お答えください。

今議会に提案されている「府税条例の改定案」では、個人府民税の定率減税は廃止する一方で、法人事業税の軽減は恒久化されます。国税でも個人の定率減税が廃止され、大変な負担増になっているのに、法人税の減税は恒久化されました。法人税の収入は、大企業が史上空前の利益を上げているのに、10年前に比べて10兆円も少なくなっています。減税のせいですが、これを恒久化するのです。大企業や大銀行に、応分の負担を求めるならば、高齢者や障害者への負担増は必要ありません。「大企業栄えて、民減ぶ」これをこそ改めるべきではありませんか。知事の見解をお聞かせください。

【知事】高齢者の負担増だが、急速にすすむ少子高齢化の中で、この社会を将来にわたりどう安定的に持続させていくかが極めて重要な国家的な課題になっている。そのためには、受益と負担のあり方も含めて、

国会において総合的に議論され、現在国において税制や社会保障全般にわたり大きな改革が進められている。地方自治体としては、こうした大きな制度変革の中で地域の特性を踏まえ、府民の視点にたち、必要な人がサービスを受けられ、日々安心して暮らせるよう、しっかりしたセーフティネットを構築していくことが、安心安全の京都づくりの基本と考えている。

京都府ではこれまでから、市町村とも連携し、現場の実状を把握し、国へ制度改善等を要請してきた。サービス受益者の声も聞きながら高齢者にかかる福祉医療制度など府独自のセーフティネットの措置も講じてきたところである。引き続き、府民の安心安全の確保第一に常に現場の声を聞きながら対応していきたい。

【梅木】 高齢者や障害者の負担増について紹介したが、「6月は嫌な月」「一揆を待つ思い」という投書を紹介したが、これらの怒りが、東大阪市長選挙や滋賀県知事選挙の結果にあらわれている。小泉構造改革で貧困と格差が拡大し、増税と負担増が押し付けられる。これに対する庶民の怒りが湧き起こり、6月は「質的に転化した月」だと思う。いっそうこれは強くなるのだから、知事はしっかり府民の痛みをふまえていただきたい。

療養病床の大幅削減など医療法大改悪は許されない

医療難民をださないよう緊急措置を

【梅木】 次に、医療法の大改悪についてです。高齢者や重症患者への負担増のおしつけ、療養病床の大幅削減、後期高齢者医療制度や、混合診療の本格的導入など、日本の医療制度の根幹を揺るがす大改悪です。国会には2000万人を超える反対署名が寄せられましたが、自民党と公明党が強行成立させました。わが党は、この大改悪を実施させないために、全力をあげるものです。

この医療法の大改悪で、今年10月から、高齢者の窓口負担が増えます。さらに2年後にスタートする後期高齢者医療制度では、75歳以上のお年寄り全員から平均で年7万円を超える保険料を徴収することになります。国民年金の平均受給額は50数万円、満額でも年80万円です。これで、やっていけるでしょうか。滞納者からは保険証を取り上げることまで、もり込まれているのです。生存権に関わる大改悪です。知事は、国に実施しないよう求めるべきです。また本府は、障害者自立支援法の実施に際して、低所得者に激変緩和措置を行いました。同様に、府の緊急措置として、低所得の高齢者には1割負担を維持すべきです。いかがですか、お答えください。

10月から療養病床の食費・居住費が自己負担になります。すでに、介護施設では昨年10月から実施されていますが、国保中央会の資料では、この影響で、昨年度介護保険の施設サービス給付費が10月以降マイナスに転じています。食費・居住費の負担増からサービスの手控えが起こっていることのアラわれです。昨年、導入1ヶ月で27人の介護施設からの退所者があったことが報告されましたが、その後、京都府として、退所者やサービスの手控えなどの実態をつかんでおられますか。また、国の制度に上乘せして高齢者夫婦世帯への「緊急支援」を行っています。負担軽減のために、介護施設、医療施設とも助成措置の充実が必要だと考えますが、いかがですか。

次に、療養病床の大幅削減についてです。今年1月、下京区で、介護していた91歳の父親を59歳の息子さんが殺害するという事件がおきました。介護施設に申し込んだが入所できず、介護に疲れた末の事件です。2月には伏見区で、その2週間後には東山区で同様の事件が起こっています。今でも、介護施設に入所を申し込んでも入れない、病院から退院を迫られている、自宅で介護せざるを得ないという状態なのに、療養病床を38万床から15万床に、23万床も減らせば、悲惨な事態がさらにひろがるではありませんか。すでに7月からの診療報酬の改定で、療養病床の入院患者の点数が大幅に引き下げられたことから、療養病床の削減が始まっていますが、23万床もの大幅な削減で、京都の場合はどうなるのか、その影響についてどう見ておられますか。また、医療難民、介護難民を生み出さないために、どう対処され

るつもりか、お答えください。

【知事】医療制度改革だが、医療保険制度は、社会全体で支えるという制度の主旨から、国地方公共団体はもとより保険料や患者負担についても高齢者の方も含めて負担をして頂くことになっている。京都府としても約400億円を負担して全力をあげて、これらの制度を支えているところである。また、住民に近い地方公共団体として、セーフティネットを構築するとともに、市町村や関係団体と連携し、国に対し提案要望を行ってきた。その結果、低所得者への十分な配慮を行なうこと等が法案の付帯決議において盛り込まれたところであり、さらに、私どもは平成19年度政府予算要望においても、低所得者への配慮をはじめとして、引き続き提案要望をしたところである。

介護保険施設の居住費、食費の自己負担の見直しにつきましては、昨年10月、そしてこの4月にも入所者の状況をしたところ、低所得者層、市町村民税の非課税の部分については、国の軽減施策の効果により影響があまり見られなかったが、利用者負担のもう一段階上の課税世帯、特に比較的所得の少ない境界層の方々に負担を感じてらっしゃる方々が見受けられた所である。そのため、比較的所得の少ない高齢者夫婦世帯などを対象に、激変緩和措置を講じており、引き続き制度の周知や利用促進を図って参りたい。

療養病床については、老人保健施設や有料老人ホーム等への転換を促進する中で再編を図ることとされているが、国から具体的な転換方法などの詳細が示されていないため、多くの医療機関では今後の方向性を模索されている段階である。京都府としては、利用者負担や、療養病床のあり方等、今後詳細な内容が、今後付帯決議を踏まえた省令等により明らかになる予定であるので、高齢者が負担増により必要な医療が受けられないような事態が生じないように、引き続き国に対し強く要請して参りたい。

【梅木】療養病床の削減については、大変な問題になるのでしっかりと見ていただきたい。

自立破壊の障害者自立支援法の撤回を

早急な実態調査と緊急支援策の実施を求める

【梅木】次に、障害者自立支援法の問題です。障害の重い人ほど負担が重くなる原則1割の応益負担が押し付けられて、3ヶ月がたちました。社会福祉法人減免や府独自の負担軽減策を利用しても、なお施設からの退所やサービス利用の断念が少なからず発生しています。

亀岡の障害者作業所では、「今まで、毎月5千円の給料をもらっていたが、給食費とあわせて月1万3千円を払わなければならなくなった。お金を払って働くより、家にいたほうが安くつく」と退所を検討する方が出ています。かつて、家に閉じこもっていた障害者が、作業所ができて、仲間と働くことで、命を輝かせてきた障害者の人権保障の歴史を、自立支援の名で否定するものです。これでは、自立支援どころか、自立破壊です。応益負担そのものが間違っています。直ちに撤回するよう国に求めるべきです。また、府として、早急に実態調査を行うとともに、国に対して、月額負担上限額の大幅引き下げ、減免制度の所得要件の緩和、食費軽減措置の拡充・恒久化など負担軽減策を求めるべきです。いかがですか。

施設の経営も大変になっています。報酬単価が引き下げられ、支払いも月割りから日割り計算になったため、通所できず休んだ人の分は施設の減収になります。施設の減収は大方の施設で2割前後になっていますが、10月から新事業体制になれば、さらに大幅な減収で、「このままでは施設閉鎖が出てくる」という深刻な事態です。とりわけグループホームは深刻です。報酬単価の引き上げ、日額支払い方式を見直すよう国に要求するとともに、府として緊急支援策をこうじるよう求めます。いかがですか。府としてこのような実態をどう把握しておられるか、あわせておうかがいします。

【知事】障害者自立支援について、障害のある方々にとって、必要なサービスを受けることができない状況が生じ、自立した生活を阻むことがあってはならないと考え、京都府においては、この4月、障害者自立支援法施行に際して、全国に先駆けて府内の全市町村と協調しながら全国でもトップ水準のセーフティネットを講じたところ。一方で、利用者負担の在り方や事業者の経営安定化のための報酬水準の確保につ

いては、制度設定に権限と責任を有する国に対し、従来から繰り返し要請を行なってきた。サービス利用や施設経営の実態把握については、法施行後間もないことであり、現時点においては事業者においても新制度の影響は明確でない。今後、関係団体とも密接に連携しながら実態把握を行なっているところであり、これをふまえ、真に障害者の自立支援が図られるよう取り組んでいく。

【梅木】 障害者自立支援法については法施行後間もないというが、実際には10月度の事業本格実施前に施設が大変になると言う声が出てきているのだから、ただちに実態を調査するべきだ。私たちは議員団として実態調査をしてきたのだから、ぜひとも府として急いでやっていただきたい。

府民の負担は限界 これ以上の社会保障費削減と消費税増税に反対すべき

【梅木】 次に、「歳出・歳入の一体改革」に関わって質問します。政府は、プライマリーバランスの黒字化を名目に、生活保護基準の引き下げ、保険免責制度の導入や介護保険利用料を2割にするなど社会保障をさらに切り捨てる一方で、消費税の増税を国民に押し付けようとしています。小泉首相は、「歳出削減の徹底によって、増税の方がよいという議論が出てくる」とまで発言しています。そもそも、財政危機の原因は、借金を積み増して、大企業や大銀行を支援したことにあります。にもかかわらず、大もうけしている大企業や大銀行には負担を求めない、ここに国民の怒りが集中しているのです。府民の負担増は限界です。これ以上の社会保障費の削減や消費税の増税には反対すべきです。いかがですか、お答えください。

地方交付税の削減についてもうかがいます。今年度末の府の借金見込み残高は、1兆3586億円です。大変な額です。しかしバブル崩壊時、91年度末の借金残高は3686億円でした。バブル崩壊後、税収は落ち込んでいるのに、借金を借金を重ねて、ムダな大型公共事業をすすめてきた結果、15年間に1兆円も増やしたのです。知事は「府債の半分、7千億円は国が返してくれる」と説明してきましたが、私たちが批判してきたとおり、国の約束は反故にされようとしています。「三位一体の改革」で、地方交付税は5兆1千億円も削減され、今度は「歳出・歳入の一体改革」で、さらに削減されようとしています。

そもそも、地方交付税は、「地方固有の財源」であり、財源保障と財源調整の機能で、地方の自治を財政面から保障するものです。にもかかわらず、国が、地方に借金をさせてその返済を地方交付税で面倒をみるやり方は、これに反すると、わが党は批判してきました。「合併特例債」や「三位一体の改革」も地方財政をより困難にするものと批判してきました。今回、全国知事会は、地方交付税が「地方固有の財源」であることを明確にするためにと、「地方共有税」の提案をしています。当然です。市町村にとっても大切な問題です。地方交付税の総額抑制を許さず、「地方固有の財源」を守る知事の決意をお聞かせください。

【知事】 法人への課税強化や消費税の問題について、これまでも何度も答えているが、公的サービスの費用をまかなう租税と負担水準の議論は、公的サービス水準のあり方と表裏一体の関係であり、負担の高さだけを議論することは一面的である。これは北欧等の諸国でもそういう議論になっている。したがって少子高齢化の進展、個々人のライフスタイルの多様化といった経済社会の構造変化をふまえ、持続可能な社会をつくるための国の行政水準全体に関わる受益と負担の問題としてその両方を総合的に議論すべきものだと考える。

地方交付税について、本来地方交付税は地方固有の財源であり、府民サービスに直結するものだけに国の財政再建の観点から一方的に削減することがあってはならない。地方交付税については、税源の偏在による財源調整とナショナルミニマムなど国が定めた水準を維持するための財源保障機能をしっかり認識して、地方公共団体の基本的な住民サービスの提供に支障がないようにすべきである。これまでから、地方交付税改革に対する地方の意見を示すため、知事会等を通じ、懸命の活動を続けるとともに、先日私や府議会議長をはじめ、府内の市町村長、市町村議会議長すべての連名で緊急アピールを行った。

こうしたなか先日政府与党が合意した歳入歳出一体改革案の地方交付税の取り扱いについては、実質的な削減の表現が撤回されるなど、地方の主張が一定理解された。しかし、決着はこれからであり、地方は今後もみずから厳しい改革を進める一方で、真の地方分権の実現に向けた地方行財政の確立をめざし、地

域の住民に責任をもって行政サービスが提供できるよう国に対して働きかけていきたい。

【梅木】知事はいつも「負担だけを問題とするのは一面的だ」「租税負担の全体を議論するべきだ」というが、だからこそ全体で議論するならば、大企業や大銀行に応分の負担を求めるべきだということなぜ言わないのか。「国会で議論をされること」だから自分は何も言わない、府はセーフティネットだけだということではダメだと思う。府民は、増税や負担増に怒りの声を上げているのだから、府民の代表として知事がしっかり言ってもらわなければならない。アメリカ軍の思いやり予算には毎年2700億円、米軍基地の再編のために3兆円ポンと出す。こんなやり方は批判すべきだと私は言っている。私たちは増税をもとに戻せ、医療の大改悪は実施するな、消費税増税反対だ、この声を大きくするために府民のみなさんと力をあわせ奮闘する決意を表明する。

京丹後、舞鶴など医師不足は深刻

府が実態調査を行い、医師確保対策の抜本的強化を

【梅木】次に、医師確保の問題についてうかがいます。

全国的に、地域と診療科による医師の偏在が問題になっています。京都でも、今年はじめ、京丹後市の弥栄病院が3月いっぱい産婦人科の医師がいなくなるため、分娩の受け入れを休止し、大問題になりました。今回の補正予算で医師が派遣されることになりましたが、すでに、2003年6月には舞鶴市民病院が、今年2月には舞鶴医療センターが産婦人科を休止するなど、産婦人科医の不足が相次いで発生していたのです。ところが、京都府は2004年に「北部医療協議会」を設置したものの、今年3月まで会合も開かず、これといった対策を打ってきませんでした。ようやく今年度の予算で、医師バンクの設置などを行いました。予算審議の中で、知事は「設置者に第一義的な責任がある」「府は府立医大に年間78億円も出している」「医師が確保できなければなんのための府立医大か」と府の責任を、すべて府立医大になすりつける答弁でした。

医師不足は産婦人科だけではありません。舞鶴市民病院は閉鎖の危機に瀕していますし、福知山では、脳外科医の不足で救急医療体制が危機的状況です。南丹市美山町の宮島診療所は医師の確保ができず5月から休診中です。どこでも医師不足は深刻です。府が中心になって、医師確保対策を抜本的に強化することが求められています。

2004度からの研修医制度の変更で、大学病院で研修する医師が減り、地方に派遣するどころか、大学に医師が引き上げられています。医師派遣を大学病院まかせにしてきた体制の転換が求められています。青森県や岩手県では、県が大学病院と連携して、積極的に研修医を募集する体制を組み、研修医が増加しています。また北海道では一昨年「道医療対策協議会」を設置し、医師不足地域に医師を派遣するシステムをつくっています。同様に、全国ほとんどの県で「地域医療対策協議会」を設置し、県が中心になって、医師確保対策を検討しています。

昨日、知事は、府立医大、京大、医師会等をメンバーとする委員会を設置すると答弁されましたが、遅きに失した観がありますが、前進です。直ちに府内の医師の配置状況について実態調査を行い、この委員会で中長期的な検討を行うこと、さらに、今ある府立医大の医療センターを拡充し、医師不足地域への緊急支援を行うべきです。

また、医師が偏在する原因には、医師の過酷な労働条件があります。産婦人科はじめ、医師不足のところでは「日勤の後、当直に入り、翌日そのまま日勤」など過労死の判断基準となる週73時間の勤務時間を大幅に超える長時間労働を余儀なくされています。医療事故の危険性も増えますし、医師自身の健康破壊がすすんでいます。これらの勤務条件が、診療科の偏在、勤務医から開業医へと医師の偏在につながるといわれています。

また、新たに医師になる3人に1人は女性ですが、女性医師の子育て環境など労働条件の改善も急務で

す。さらに、学会への参加や研修機会の確保なども影響していると指摘されています。京都府として、医師の労働実態の調査や意識調査なども実施し、条件整備をはかる必要があります。

さらに、京都府は「市町村経営改革支援シート」で自治体病院については、「民営化を検討しているか」「業務の外部委託は検討しているか」など経営面からの点検を行なっていますが、自治体病院は、地域住民にとっては「命の綱」なのです。「医師の確保は設置者の責任」と突き放し、府の指導は「経営改革」では、府民の期待にこたえられません。以上、医師確保対策について、提案しましたが、知事の答弁をお願いします。

【知事】 医師確保対策だが、京都府においては、全国に8か所しかない公立医科大学の中でも最も古い歴史をもつ府立医科大を設置し、18年度当初予算で78億円もの投資を行なわせていただき、積極的に医師の養成の確保に努めて参りました。一方で、医師の偏在による府北部地域の医師不足に対応するため、当初予算で創設した医師バンク制度を活用し府立医大の他、第一日赤、第二日赤の協力を得まして、京丹後市立弥栄病院に産婦人科医師を派遣すると共に、前府立医科大学学長を特別参与に迎え、体系的に医師確保対策を推進、医師バンク制度のより一層の拡充を図ることとしています。

また、医師の実態については、昨日もこたえたとおり、この状況というのは、決して京都府がそこにある制度を作ったからと言ってそこに医師が集まり派遣できると言うものではありません。それは、医師バンク制度で今回市立弥栄病院に派遣するときも、本当に関係者の方々の並々ならぬご尽力とご協力があつて始めてできるものでありまして、私どもは、引き続きまして府立医科大学や京都大学、医師会等医療関係機関をメンバーとする新たな委員会を設置しまして、中長期的な観点から地域医療をになうしっかりと医師確保のための仕組み作り、制度作り、合わせまして、医者養成制度のあり方、そういったものも含めて養成する中で対策を講じていきたいと考えております。

【梅木】 知事は、医師の確保について府として努力してきたと言われまして、実は平成16年3月31日に、厚労省の方から地域における医療対策協議会を設置し医師確保に努力しなさいとの通知が来ている。それを受けて「北部医療策協議会」が京都府でもできたが実際には何もしてこなかったんですね。しかし、一方でこの医療対策協議会を北海道では作って、札幌市にたくさんいるお医者さんを地域に移すということで、その道の医療対策協議会が機能を果たしている訳です。これを京都府はやらずに医科大学まかせにして、78億円出しているんだ、設置者の責任だから市町村は努力してほしいと、こういう態度を取ってきたからこのように遅れてこのような事態になっている。本来京都府は医師が豊富にいるんだというなら、府北部地域を中心にしてしっかりと府がコーディネートする必要があると私は言っているのです。府が今何をしなければならぬかと言うことをしっかりと考えていただきたいと思います。

そこで再質問ですが、弥栄病院の医師確保はできましたが、舞鶴市民病院をはじめ医師不足は深刻なんです。南丹市長は、宮島診療所の医師確保について府に支援を求めていると6月の市議会で答弁しています。これが知事の所に届いているかどうかお聞きします。これらの地域、緊急に医師確保をしなければならない地域に、知事、京都府がどう取り組んで支援していくのかお聞かせ下さい。

【知事】 南丹市自身は府の方に来ていない。

私どもとしては、府立医大を中心にしっかりと医師の派遣制度を作っていましたが、これが、新しい研修制度の導入により大きく制度が変わっていく、そして、産婦人科、小児科の医師について最近の状況の中で大変負担感が増えている中で医師不足が叫ばれてきたという事情を踏まえて、私ども一つ一つ今手を打っている所ありますので、これからもそういう状況を踏まえましてしっかりと医師制度の確保のためにがんばりたいと思っています。

【梅木】 宮島診療所の話が知事の所に届いていないと言うのだが、振興局に留まっているのか、議会で答弁しているのですから市長は府の方に言っているわけです。そこの所は大変な事態なのですから、知事の所に届いていないと言うことならば大問題だと思います。府の責任でしっかりと医師確保対策を強めていくことを改めてお願いしておきたいと思います。

それと、子どもの医療費無料制度ですが、これは当初予算でなく補正でやると言ったら、これは、来年度の当初予算までのびるとは考えられない。実際の話、知事選挙の前にそういうようになっているのですから、市町村としっかり協議をするというなら協議をし、ダメだというなら京都府独自にやるという、それを求める市町村もあるのですからやって頂きたいと言っておく。

小規模農家切り捨ての「経営安定対策」で現場は混乱

「対策」の中止を国に求めよ

【梅木】次に、農業問題について伺います。来年度から、新たな経営安定対策が実施されます。昨年12月議会で、わが党の松尾議員が質問し、知事も「必ずしも京都の農業振興にはつながらない」と述べているところですが、この対策は、日本の農政を、一部の大規模経営だけを対象にし、圧倒的多数の農家を国の政策から排除しようとするもので、小規模農家を中心とした京都の実態に全く合いません。

現場では、いろいろと混乱が起っています。5月29日に行われた近畿農政局と農業団体との交渉の席では、南丹市美山町の農家から、「担い手の所得目標は400万円、水田面積は32ha必要ということだが、美山町の実態に合わない。対策にのれない地域や農家はどうか教えてほしい」という切実な声も出されています。

しかも、新しい対策は、制度が複雑で助成金の水準なども多くが未定であり、市町村の担当者も疑問に答えられない事態も起っています。このような中で、制度への登録を急がせるのには無理があります。農家の納得を得られておらず、混乱をもたらしている現状をふまえて、対策を中止するか、少なくとも実施を延期するよう強く政府に求めるべきだと考えますが、いかがですか。

2005年の農業センサスによると、京都では1990年からの15年間に、販売農家の数がすでに約3割、11000軒も減少しています。耕作放棄地は、毎年増加して、すでに2614ha、山城地域、木津川兩岸の農地に匹敵する面積に達しています。この対策で、さらに、耕作放棄に拍車がかげられ、高齢化している多くの集落では、集落の維持さえ困難になります。経営規模の大小で農家を区別するのではなく、続けたい人、やりたい人を大事にして、今ある農家経営の多くをできるだけ維持するよう府としての施策を拡充すべきだと思いますが、いかがですか。

関連して、農地・水・環境保全活動に対する新しい支援制度についてうかがいます。現在8月までに申請手続きをするよう指導されているようですが、国の制度の要綱ができるのは来年1月ということで、支援を受けられる要件もまだ固まっていないのに、まったく無理な話です。実情にあった対処を求めますが、いかがですか。また、中山間地域も対象とするように国に求めるべきです。さらに京都府として、農地を維持し環境を保全するためにも、集落営農の取り組みを支援して、今回、集落営農施設の大型農機具購入への助成措置が予算化されましたが、更新についても助成を行うようすべきです。お答えください。

また、生産者米価の下落に歯止めをかけるべき政府が、超古米を投げ売りするなど、米価下落の原因をつくり、米が中心の大規模経営農家ほど苦しんでいます。農政の基本として、すべての生産者を対象にした価格保障・所得補償政策を行うべきです。あらためて、コメの生産者価格を保障するため、政府の100%拠出による不足払い制度の創設を求めるべきです。知事の答弁を求めます。

アメリカ産牛肉の輸入再開についてですが、6月21日、日米両政府間で、日本側が35箇所処理施設を事前に現地調査した上で、7月下旬にも輸入再開することが合意されました。月齢確認や危険部位の除去防止にとってまったく実効性ある対策とはいえ、再発防止の保証のないものです。小泉首相は、国民の安全よりもアメリカの要求を優先し、訪米の手土産にしましたが、到底認められません。直ちに、政府に撤回するよう求めるべきです。いかがですか。

【知事】品目横断的経営安定対策については、国は交付単価など制度の詳細を8月中にも決定することとしているが、京都府はこれまでから国に対して、農作業受託組織も幅広く対象とすること、野菜や黒大豆、

小豆についても対象品目とし、規模要件を緩和すること、農作業受託組織の経営規模拡大や販売力強化など幅広い支援策を講じることなどを要望している。6月27日にも私自身が農林水産省に行き、局長に中山間地域が7割を占め、農家の経営規模が零細で、集落規模も小さいという京都府農業の現状を具体的に示し、これらの実態に即した対策となるよう強く要請してきた。局長もできる限り柔軟な対応をこれから考えていくということをお答えした。

しかし、今回の品目横断的経営安定対策では、これからも府内の多くの農家が対象から外れることも想定されるので、府ではこれまでから農家の経営を守るためにブランド京野菜や宇治茶などの京都の特性を生かした生産振興にとりくんできており、さらに本年度から黒大豆、小豆の生産拡大や、安心安全な京都米づくりのとりにくみを促進するため、新たな技術等にたいするソフト、ハード両面にわたる補助制度をもつけるなど、きめこまかな支援を行っている。こうしたとりにくみに加え、農作業受託組織への米や麦などの生産の集約化をはかり、自主的に国の支援措置を受けられる農家を増やすことも大切と考えており、新たに農地の集積を進めようとする農作業の受託組織を対象に、機械の導入が必要な組織に対しては更新も含めて補助またはリース制度が利用できるようにするとともに、その他の組織についても規模拡大の面積に応じた助成金を交付する、府独自の支援措置を講じることとし必要な予算を本議会でお願している。

農地や農業用水などの地域ぐるみで守る共同活動を支援するための農地・水・環境保全向上対策については、現在国において平成19年度からの実施に向け、現時点での市町村の実施見込みをとりまとめているところであり、申請手続きは要綱制定後の来年度となる見込みである。この対策は、高齢化の著しい農村集落の地域コミュニティづくりにも有効と考えており、今年度モデル事業にとりくむ8地区について広域振興局を中心に関係機関と連携して支援している。あわせて市町村に対し、この制度の積極的な活用を働きかけるとともに、国に対してはより実効性ある制度となるよう環境保全を重視した加算措置などを要望している。なお、制度の対象には、中山間地域も含まれるとされている。

コメの所得保障については、産地間競争の激化や価格の下落傾向が強まる中、京都米を確実かつ有利に販売していくことは重要であるので、大消費地をかかえる京都の立地条件を最大限に活かし、生産者団体や流通業界と一体となって学校給食や福祉施設での利用拡大に加え、企業食堂や量販店等への販路開拓をすすめてきた。こうしたとりにくみで京都米に対する流通業界や消費者の関心が高まりつつあり、取扱店も拡大してきている。今後いっそう安心安全でおいしい京都米づくりを進めるとともに、地産地消を重視した多様な販路拡大に努めたい。なお、国に対しては、米価の下落に歯止めがかかる実効性ある仕組みづくりとあわせ、米価の下支え機能をもった価格変動対策を講じるよう強く要望している。

BSE 問題については、京都府ではこれまでから平成16年9月の府議会定例会での「BSE 対策に関する意見書」をふまえ、米国産牛肉の輸入については特定危険部位の除去など、わが国と同一基準による安全措置が確立されるまで再開しないことなどを国に対し強く要請してきており、今後とも国民の安心安全の確保を最優先に考え対応するよう引き続き要請していきたい。

【梅木】知事の答弁のなかで農業・水・環境保全活動について現場で説明されている中身と違う答弁があったように思う。これについては実際に現場の方で農家のみなさんに説明しているのが十分に伝わっているのかどうかとあらためて感じた。引き続き委員会で取り上げていきたい。農業、中小企業問題、しっかりと京都府の産業を支えるということでご支援いただきたい。

中小企業振興条例

府の責任として「すべての」中小企業を対象とした振興を行え

【梅木】次に、中小企業の振興についてです。知事は、二期目の政策の重点目標の一つとして、「がんばる中小企業応援条例」の制定を掲げましたが、京都経済と雇用を支える中小企業支援のための基本条例をつくることは当然であります。わが党は、96年6月議会の代表質問で、「中小企業振興条例をつくり、総合

的計画的な中小企業支援のための振興策をつくるべき」と求めて以来、基本条例の制定を提案してきたところです。

今回、条例制定の方向を示されたことは、府内の中小業者からすれば、本当に「ようやく」の思いであります。条例をつくる以上は、中小企業基本法が「基本理念」や「地方公共団体の責務」で定めたとおり、すべての中小企業を対象にした振興を行い、府が責任をはたすことが重要です。ところが、知事のマニフェストでは、「先進的な取組を進める中小企業に対し」「税や補助金で支援する」と書いてあります。これでは、せっかく条例をつくっても、ハイテクやベンチャーなど「先進的な」産業のごく一部の企業のみを対象にしているのではないかという疑念がおこります。

大企業は空前の利益をあげていますが、京都の地域経済を支える中小企業にとっては、「景気回復とはどこの話か」という状況です。京都の今年1月から4月までの倒産件数190件は、昨年同時期の1.6倍で、73件も増えています。伝統産業、例えば西陣織の今年1月から4月の総出荷額は、2年前の同時期より20億円も減っているのです。こうしたもとでがんばっている中小企業をはじめ、京都の地域経済を支える「すべての」中小企業を対象に振興策を講じるべきです。また、中小企業関係者の意見や要望をしっかりと反映させることが必要だと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

【知事】 京都産業の大きな部分を占める中小企業の活性化は、京都産業の発展に欠かせないことから、中小企業の経営の安定とともに成長の促進がきわめて重要である。このためあんしん借換融資などきめこまかな制度融資や、匠の公共事業、商店街の活性化等とともにあらたな京都ブランド産業の育成、創造的な事業活動を行う中小企業の成長支援など、全国でも非常に高い水準の施策を推進してきた。がんばる中小企業を応援する条例については、これらの実績をふまえ、中小企業に対し施策をより効果的かつ総合的にすすめるために制定するものであり、関係者の意見をききながら制定の内容について進めていきたい。

日本海精錬問題

脱硫装置設置を強く指導し、鉛汚染除去の計画を明らかにせよ

【梅木】 次に舞鶴市の引揚記念館周辺の大気汚染と鉛の土壌汚染の問題について質問します。

昨年6月に、環境基準をはるかに超える二酸化硫黄による大気汚染が、長期間放置されてきたことが明らかになり、わが党議員団は本会議、委員会で改善を求めてきました。知事総括でも取り上げましたがその後の経過を踏まえ、質問します。

まず、大気汚染についてです。問題発覚後、昨年7月から、引揚記念館周辺の二酸化硫黄濃度の継続的な観測がされているはずですが、観測結果が公表されていません。環境基準以下になっているのですか。お答えください。

脱硫装置の設置が急がれますが、発生源である日本海精錬は、当初は昨年10月に設置すると約束し、その後、今年初夏に、さらに今年10月にとズルズル延期しているというではありませんか。どう指導されてきたのですか。一刻も早い設置を強く指導するとともに、設置されるまでは操業停止などの緊急の措置をとるべきです。いかがですか。

次に鉛汚染の問題です。今年3月の知事総括質疑で、鉛による土壌汚染の調査結果の公表が遅すぎるのではないかと指摘し、住民の健康に関わることであり、直ちに公表するよう求めましたが、議会審議を避けるように、公表されたのは2月議会の閉会日でした。

結果は、日本海精錬を中心とした概ね2km圏内25地点のうち19地点で、鉛の土壌溶出量が環境基準値を超え、最大値は28倍でした。工場周辺の魚介類からも鉛の高い蓄積が検出されるなど、汚染地域の広さや濃度の高さは極めて深刻なものです。また、基準を超えた地点には、公園、病院敷地も含まれており、その影響が心配されています。その後、専門家会議を設置し、検討がすすめられているようですが、

土壌の入れ替えなど汚染除去対策は緊急課題です。計画を明らかにしてください。

次に汚染発生抑止の観点からお聞きします。

今回の汚染の中心地にある日本海精錬は、GSユアサバッテリーを中心に、廃バッテリーから鉛を精錬しています。自動車用廃バッテリーは、特に厳密な扱いが求められる「特別管理産業廃棄物」である硫酸や危険な鉛を大量に含んでいます。バッテリー業界では、平成6年から廃バッテリーを無料で回収する「下取り回収システム」を運用し、原則的に産業廃棄物として扱い、運搬や処理については産廃処理の免許を持った業者が当たっています。全国的にはこのような扱いがあたりまえです。ところが、日本海精錬は廃バッテリーを「有価物」として購入し、鉛を精錬しているという理由から、産業廃棄物の処理や運搬の免許を持たないまま、処理を行なっています。府としてどのように指導していますか。実質的に危険な産廃を扱う日本海精錬に対して、産業廃棄物の扱い業者と同等の厳密な指導を行うべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

【知事】舞鶴引揚記念館周辺の環境問題について、舞鶴市とともに特別対策チームを設置し、環境工学や公衆衛生学など7人の専門家で構成する環境問題専門家会議の意見を聞きながら、汚染防止対策や汚染土壌の除去、食の安心安全確保、健康被害の防止などの対策を総合的に進めている。引揚記念館周辺の大気汚染状況は、昨年7月から二氧化硫黄濃度の連続測定を実施しており、その後結果を昨年12月にプレス発表した後、5月までの状況をふくめ、6月27日の専門家会議で報告、公表した。その内容は、大気汚染防止法に規定する排出基準については、舞鶴市に適用される規制基準値11.5に対して0.1から2.5で、法律上操業停止等の緊急措置を求められない状態だ。しかし、環境基本法に規定する望ましい水準としての環境基準については、昨年7月の測定開始以降、基準を超える時間帯が平均して1割程度みられる。府としては事業者に対し、行政指導により抜本的な脱硫対策を強力に指導してきており、昨年10月に煙突出口における二氧化硫黄を6割程度カットできる簡易脱硫装置を設置させたうえ、本年10月には9割以上カット可能な脱硫装置を設置させることとした。今後とも大気汚染防止法の排出基準をクリアすることはもちろんのこと、環境基本法の望ましい水準としての環境基準についても達成に向けて監視や指導等に全力をつくしていきたい。

鉛汚染の土壌対策については専門家会議の判断ではただちに健康への影響はないとされたが、住民の安心を早急に確保する見地から、通学路など府民の利用頻度の高い箇所のうち、比較的濃度の高い部分から汚染土壌の除去作業を来月早々にも着手し、引揚記念館周辺エリア全体のとりくみ方策としては、専門家会議の検討をふまえ、今秋には策定したい。

自動車用バッテリーについては、日本海精錬では、リサイクルの原料として鉛部品を購入し、再生鉛を製品として販売しているので、産業廃棄物処理業者には該当しないものの、再生鉛を製造するプロセスについては産廃処理業者と同様に大気汚染防止法等の規制対象になっているので、府ではこれまで産廃処理業者に対するもの以上の厳しい姿勢でのぞんできた。今後とも厳正な指導を行いたい。

【梅木】日本海精錬の問題では、引揚記念館の職員が9年間も訴え続けてきたにも関わらず、長期間放置されてきたということで、府の責任が大変問題になってきた。簡易の脱硫装置を付けたとか、私たちが説明をきいても操業を抑えてきたというのが、今報告があったように1割は環境基準を超えているという実態にある。6月の初めに私自身も聞いたところ、数値は報道されていなかった。12月の報告以後、6月27日になって専門家会議で報告している。住民は心配しているのだから、しっかりと公表することが必要であると強調したい。

鉛の処理を行う精錬工場は、全国に20社ほどある。岐阜県のある工場では、環境ISOをとり、住民に情報を公開し、住民としっかりと信頼関係を結ぶことによって鉛の精錬等を行っている。千葉県のある精錬所も環境ISOをとってリサイクル活動を行っている。

こういうことを考えると日本海精錬が行っているバッテリーのリサイクル事業は、大変重要なこと。それだけにその事業を行うにあたり、鉛や二氧化硫黄の公害をださないためにしっかりと京都府が指導し、

企業の社会的責任をはたさせることが求められている。簡易脱硫装置だけでなく、本格的な脱硫装置をつけるといいながら、10月からどんどんずれてきている。この問題については、操業停止を含めてしっかりと指導すべきであり、脱硫装置設置がさらに来年にと延びることがないようにあらためて強く指導をお願いしたい。

教育基本法を生かした教育こそ必要

知事は「愛国心」をABC評価できると考えるか

【梅木】最後に、教育基本法の改定についてうかがいます。政府は先の国会に、教育基本法の改定法案を提出し、一気に成立させようとしてきました。教育基本法は、憲法に準ずる重みを持った法律ですが、法案審議を通じて、教育基本法をなぜ改定する必要があるのか、政府はまったく説明できませんでした。一部に、いじめ、学力低下、少年犯罪の増加等があたかも、教育基本法のせいであるかのような発言がありますが、まったく逆です。教育基本法の理念を生かした教育こそ必要なのです。

「学力世界一」といわれるフィンランドでは、教育の目的は「人格の完成」にあるという日本の教育基本法の理念が参考にされ、教育改革がすすめられました。学力別の学級編成は、20年前に廃止され、他人と比較するためのテストはありません。子どもたちは競争するのではなく、教え合う仲間なのです。日本では、テストが競争の道具となり、子どもたちは「過度の競争教育」の中で、苦しめられています。

またフィンランドでは、1992年に教科書検定が廃止され、教育の内容は、学校と教師にまかされており、教育条件の整備が行政の仕事です。義務教育では20人程度の少人数学級が標準で、教育費は大学まで無償です。「教育の自由」「教育の機会均等」という日本の教育基本法の理念が実行されています。知事と教育長にうかがいます。どの世論調査でも、国民の7割が教育基本法を変える必要はないと答えています。教育基本法を変えるのではなく、教育基本法の理念を生かした教育こそ求められていると考えるのですが、いかがですか。少なくとも、慎重な審議が必要だと思いますが、見解をお聞かせください。

政府の改定案の内容に関わって、2点質問します。まず、内心の自由に関わる問題です。政府の改定案は、新たに第2条をつくり、そこに「国を愛する態度」など20におよぶ「徳目」を「教育の目標」として列挙し、その達成を国民全体に義務付けています。「徳目」には、当然のものもありますが、法律に書き込み、達成を義務付けることは、特定の価値観を強制することになり、思想・良心・内心の自由を侵害するものです。国会でも「国を愛する心情」を「A」「B」「C」の3段階で評価する通知表について、小泉首相は「評価するのは難しい」「こういう項目を持たなくていい」と答え、小坂文部科学大臣も「評価すべきではない」と答えました。わが党は、諸国民友好の精神にたった愛国心を培うことは重要だと考えています。しかし、愛国心は、法律によって強制したり、義務付けるべきものではありません。知事、教育長にうかがいます。「愛国心」を「A」「B」「C」で評価することが可能だと考えられますか。また、法律によって義務づけ、強制することについてどうお考えになりますか、お答えください。

2点目の問題です。現行教育基本法の第10条には「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれるべきものである」と明記しています。これは、国家権力が教育を統制し、国民を戦争に駆り立てた戦前の教育の反省の上にできた、教育基本法の重要な理念です。

ところが、政府案では「国民全体に対し責任を負って」を削除し、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われる」に置き換え、小坂文科大臣は、政府案について「法律に定めるところにより行なわれるのであるから、不当な支配ではない」と説明しました。要するに、法律さえ決めれば国が無制限に教育に介入できるというもので、今日の教育を戦前に引き戻す極めて危険な内容です。1976年の最高裁大法廷の「学力テスト判決」は「教育内容にたいする国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」とのべていますが、政府案はこれにも反するものです。教育長はどうお考えか、お聞かせください。

【知事】教育基本法の改正について、現行法の制定から約 60 年が経過し、都市化や少子高齢化など、少子化をとりまく環境も大きく変化する中で、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下といった新たな課題が深刻化している。こうした今日的な課題に対応するために、中央教育審議会等での議論を経て、先の通常国会に改正案が提案されたものと考えている。法律改正の具体的な内容については、国会において、まず国民的な議論が展開されることが必要であり、新しい時代の教育の基本理念について、活発な議論が幅広く展開されることを期待している。フィンランドは大学まで無料だとおっしゃったが、梅木議員もご存知のように、あそこの消費税は何パーセントでしょうか。一般サービスが 22%、食品が 17%であり、このあたりも受益と負担の問題なのかという感じがする。私は、家庭を愛し、地域を愛し、国を愛し、世界の人々を愛するというのは、一連のことと思っている。内心の自由も当然尊重しながら、教育委員会において、子どもの発達という見地からしっかりした教育活動が行なわれるべきものと考えており、それまで評価みたいな、具体的な現場での活動に対して、知事がこの場でしっかりものを言えというご質問というふうに、私は思わないのでこういう答弁をさせて頂く。

【教育長】教育基本法の改正について、先程、知事からも答弁があったように、制定から半世紀以上が経ち、教育を取り巻く環境が大きく変化し、子どもたちを巡る様々な課題が生じてきている。この様な中で、将来に向かって新しい時代の教育理念を明確に示し、我が国の未来を切り開く教育を実現していくために、教育基本法改正案が提案されたところであり、今後とも幅広く議論されるべきであると考えている。

次に、政府改正案の第 2 条教育の目標については、基本的に、現行法や学習指導要領などですでに規定されていることを整理されたものと受け止めている。また、その中で、「我が国と郷土を愛する態度」についても、すでに現行の学習指導要領において、例えば小学校 6 学年の目標の一つとして、「我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情を育てるようにする」と定められており、その評価にあたっては、我が国の歴史や、その中で先人の業績といった、具体的な学習内容について進んで調べるなど、学習内容に対する児童生徒の感心・意欲・態度を総合的に評価しているところだ。従って、子どもの内心に立ち入って国を愛する心情を持っているかどうかを直接的に評価するものではないと考えている。

次に政府案の第 16 条教育行政について、現行法と同様に「教育は不当な支配に服することなく」と明記され、教育の中立性や不変・不当性が求められている。その上で、教育行政は、公正かつ適正に行なわれなければならないと規定されているところだ。いずれにしても、こうした点も含め、今後、国において国民的な共通理解を図りながら引き続き議論されるものと考えている。

【梅木】知事は消費税のことまで持ち出されたが、大学の教育費が無償になる、そのために消費税が 17%か 22%、本当にそういうふうになるなら、これはそういうふうを考える人だっていると思う。実際にはそうならず、自民党・公明党は、消費税を上げたら大学まで無償にするのか、しないじゃないか。そのことなんです。所得税だって負担になる。それこそ租税と負担の問題、バランスと言うなら全体のバランスを考えるべきだと私は言っている。新しい時代の要請と答えられたが、今度の改定案は何をやるうと言っているのか、一つは、愛国心を強制するんです。それから、学力テストを全国一律でやって生徒を選別し、競争させるんです。これが時代の要請か。教育行政が自由に教育に介入することができるようにする、口出しをできるようにする、これが時代の要請か、それが問われている。一般的に時代の要請と言いながら、実際にやるのがこの中味だ。今言った点について、時代の要請の中味、もう一度、愛国心とか、学力テストとか、これが時代の要請かどうか、お答え下さい。

それから、学習指導要領を今度教育基本法の中に入れて、愛国心を強制するということが問題なのです、教育長。愛国心、学習指導要領は強制力がないとやってきた。今度は教育基本法の中で強制するんです。このことが問題なのです。教育長についても、実際に、高知県の議会では、知事や教育長もしっかりと今の教育理念を活かすと言っているんです。もう一度お答え下さい。

【知事】消費税が目的税的に使われるんだったら、ひきあげもという話をされたのには私も驚きましたが、今日的な問題は、いろいろな面で、例えば人の命を簡単に殺してしまったり、尊重できないような、また

は、子どもたち自信がお互いにやっけていく、そういう人を愛する、地域を愛する、家庭を愛し、国を愛し、世界の人々を愛していく、そういうような人々を愛で包んでいくような、私は信頼と絆とっているが、そのあたりが問題ではないか。それを私ははっきりと時代の要請だと思っている。その中で、愛国心だけを一つのものとして取上げてみようというのではなく、私は、一つ一つの小さなことから幅広のものへと、だんだん、人間は抽象的な断面を持ってきているわけだから、そういう発達の段階に応じた愛情の大切さを教えていく教育こそ、今の要請に私は合っていると考えている。

【教育長】 いわゆる、愛国心があるかないかということ、単純に直接的に内心の評価をすべきでないという、国会でやりとりがされたということ、私どもは承知している。それから、国会質疑において、これらの教育目標を法律で規定することによって、その目標を、人の内心にまで立ち入って強制しようとするものではないと、そういう説明がされたものと承知している。いずれにしても、先程答弁したとおり、それから国会でさらに広く議論がされるどころと承知している。

【梅木】 教育基本法の改定は、憲法9条を変えるという動きとあわせて、日本を戦争する国にする、そのための人づくりをするんだということに問題がある。それから、格差社会の中で、痛めつけられても自己責任というふうな我慢し続ける従順な人間をつくる、こういうところにある。こういうことをしっかりとみて、日本共産党は教育基本法の改悪に断固反対することを表明して私の質問を終わる。

京都府議会 6月定例会 一般質問（2006年7月6・7日）

西脇 いく子議員、島田 けい子議員、かみね 史朗議員の質問と答弁概要をご紹介します。

西脇いく子（日本共産党 京都市下京区）2006年7月6日

【西脇】日本共産党の西脇いく子です。先に通告しております事項について知事ならびに関係理事者にお聞きします。

学校給食には輸入でなく府内産小麦の使用を。府としての抜本的対策を求める

【西脇】まず、食の安全に関わって2点お聞きします。

1点目は、学校給食の問題です。現在、京都府内の小学校の給食パンは、輸入小麦が90パーセントと府内産小麦10パーセントの混合だとお聞きしています。農水省の調べでも輸入小麦の6割を占めるアメリカ産小麦の9割以上から、ポストハーベストの影響による有機リン酸系殺虫剤が検出されています。その中でも、クロロホスメチルとマラチオンは、神経伝達組織への影響や、鼻水や咳、かゆみの併発、頭痛、記憶力低下が起こるなどの危険性が指摘されているところです。

「食品と暮らしの安全基金」製作によるビデオ「ポストハーベスト農薬汚染—輸入食品は危ない」でも、オーストラリアの農場で長期保存のために、収穫された小麦に大量の殺虫剤を混ぜる様子や、さらにその殺虫剤が含まれている輸入小麦と国産小麦にコクゾウムシを放したところ、輸入小麦の虫が死んでいたという実態が明らかにされています。

この残留農薬は、京都府内の学校給食パンからも検出されています。現在の京都府内の学校給食パンの残留農薬値は基準を超えるものではありませんが、今、小学校5年生までに約7割の子どもがアレルギー性疾患を経験しているという実態からみましても、本府として子どもたちが小学校の6年間の長きにわたって食べる学校給食のパンは、少なくともポストハーベスト農薬が使用されていない国産小麦に切り替えるべきと考えますがいかがですか。

味につきましても、関係者のみなさんのご努力もあり、府内産100%のパンは現在、「おいしい」という評価もいただいているところです。

国産小麦に切り替えるにあたりましては当然、コスト問題がありますが、安全なパンを子どもたちに提供するためにもまず本府として新たな支援策を講じるべきと考えますが、いかがですか。

また、京都府内の全校分の必要量を確保するための問題もあります。今全国で子どもたちの安全な給食のためにと独自の努力で国産や地元産小麦100%の学校給食パンに切り替える自治体が増えていることから本府としても思い切ったご努力をしていただくことが必要ではないでしょうか。

当面、国産小麦100%に切り替えていただいたあと、京都産小麦の比率を高めるべきだと考えます。

現在のところ、本府の奨励品種となっている小麦「ニシノカオリ」については生産量が少なく、来年度は10%分の量を確保することも不安な状況にあるとお聞きしています。

必要な府内産小麦を確保できない最大の原因は、栽培上の難しさもありますが、何より農家のみなさんにとって転作奨励金もなくなるなど、とても小麦作りの意欲がわく状況になっていないからだと考えます。宇治市の場合、これまで5戸あった小麦栽培農家が現在は全くななくなっていることにもそのことが裏付けられているのではないのでしょうか。

多くの府民はより安全な国内産小麦をのぞんでいます。農家でも栽培する力があるのにもかかわらず、採算が合わないため、作りたくても作れないというこの問題が解決されない限り、いくらニシノカオリを奨励品種にしましても今後も府内での収穫量は増えることはないと考えます。

是非とも助成制度も含め、府内の農家のみなさんが小麦を作る意欲がわくような思い切った振興策をはかる必要があると考えますが知事のご所見をお聞かせください。

【知事】府内産小麦の生産振興については、ニシノカオリは比較的パン加工に適しており、府としても加工・流通業界と連携しながら生産拡大に努めてきた。ニシノカオリを含む府内産小麦については、受託組織を中心に重要な転作作物の一つとして生産振興を図ってきたが、平成19年度産からの品目横断的経営安定対策等の実施にともない、経営規模が零細な府内農家にとっては生産環境がいつそう厳しいものとなると考えている。しかし、一方で、府内産小麦に対する根強い需要もあることから、今後は受託組織による効率的な生産をいつそう推進するとともに、小豆との組み合わせによる集団的な輪作体制の導入を進めるなど、収益性の確保をいつそう図りながら生産拡大を図ることが重要と考えている。

このため、これらの取組みに対しては、普及センターによる技術支援はもとより、今年度の新規事業である中山間地域等特産物育成事業による品質向上と生産安定に必要な農業機械の整備や産地づくりのための推進活動に助成することとしており、さらに今議会に予算をお願いしている受託組織への農地取得をすすめるための独自の助成措置についても積極的に活用し、ニシノカオリの生産振興に努めてまいりたい。

【教育長】学校給食用のパンに使用する小麦粉についてだが、学校給食に使用する食材は、基本的に学校の設置者である市町村において判断されており、小麦粉の選定についても、市町村の教職員等で構成するパン・米飯規格基準検討委員会が決定されたものを、財団法人学校給食会が給食実施校に提供している。その際、使用小麦については、国の検査において、残留農薬が食品衛生法に定める基準値以内で、安全性が確認されたものを府給食会が買い付け、さらに、独自に年2回の残留農薬検査を実施し、二重の検査を経て安全性に問題がないと確認されたもの。また、こうしたことから、府としての新たな支援策は考えていない。

6年間も食べ続ける子どもたちの視点に立って、府として独自の努力を

【西脇】ただ今ご答弁いただきましたけれども、まず、学校給食パンについてですが、輸入小麦の残留農薬基準値、これが以下だから安全ではないかという答弁だったが、現実には（残留農薬が）存在していることには変わりはない。いくら残留基準値が低くても。

成長盛りの子どもたちは、長年、6年間以上食べ続けるわけで、子どもたちの将来を考えれば、京都府として食糧自給率の向上、そして地産地消の推進を図るためにも、やはり輸入小麦から府内産小麦に切り換えていただく。これに独自の独力をいただくこと、これは府民の要望から見ても当然だ。ぜひ、本府としても実施にむけて独自の努力を続けていただくよう、強く要望しておく。

農薬のポジティブリスト制導入で生まれている諸問題の解決を

【西脇】次に農薬のポジティブリスト制度について質問します。

これまで無登録農薬問題やほうれん草などの輸入農産物から基準を超えた残留農薬が検出されるなど食の安全を脅かす事故や事件が相次いで発生する中で、消費者の食の安全を求める大きな運動を背景に、本年5月29日よりポジティブリスト制度が施行されました。

従来の一部農薬だけに規制がかけられていたいわゆるネガティブリスト制度から今回の制度に代わって、すべての農薬に残留基準値が設けられ、これを超える農薬が検出された食品については販売等は原則禁止されます。この制度への移行は、国民の食の安全を守る上では重要な意義を持つものとして私も評価をしているところですが、問題もたくさん残されています。今回のポジティブリスト制の積極面を評価しつつ、以下の問題について質問いたします。

1 点目は、農薬の飛散問題です。農水省と本府ではこれまで通りの使用基準さえ守れば残留基準を超えることはないとしていますが、問題は、自分がいくら注意しても隣接する田畑から農薬が飛散すれば規制

に引っかかる可能性があることです。お茶畑などのように一つの作物を集団的に栽培している地域は使用農薬が同じなので飛散農薬の心配はありませんが、多品目の作物を少しずつ栽培している地域にとっては大変厄介な問題となっています。この問題は農家間だけにとどまらず、一般家庭の菜園や公園の街路樹などへの農薬使用、鉄道の沿線など公共の場での除草剤使用などの影響も懸念されており、知らない間に自分が飛散農薬の被害者にも加害者にもなりうる可能性があることです。そのため農家だけでなく、市町村全体にもこの農薬飛散防止についての周知徹底をはかる必要がありますが、本府の対策についてお聞かせください。

2 点目は、体制問題です。近隣に収穫前の作物がある場合、農家と協議して飛散しないよう周辺農家との理解・協力をはかるようにと普及センターも指導されていますが、この問題は農家だけの努力だけでは解決できません。さらに農業技術の普及は地域の条件が違うために個々の対応が必要です。この制度の定着をはかるためには農業改良普及センターの役割はますます重要だということも言うまでもありません。

本府の場合、これまで10年間で農業改良普及センターの職員数は、府内全体で約50名以上減っており、品目ごとの生産組合数が多い普及センターほど大変になるというセンター職員さんの声も聞いています。この際、普及センターの体制を強化すべきと考えますがいかがですか。

また、国に対しても以下の点について意見を上げるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

1 点目は、小麦や大豆など、農薬の暫定基準が輸入しやすいように大幅に緩和されているものについては、輸出国の基準やコーデックス基準に当てはめず、農薬取締法の登録基準に従った基準に見直すことです。

2 点目は、日本で使用されている農薬で、作物ごとの使用基準や残留農薬基準がないものについては速やかに作物ごとの使用実態や、地域の生産状況を踏まえた基準を策定することです。

3 点目は、輸入農産物の残留基準については日本では使用されていない農薬は、検査基準が無いためゼロ基準か最低基準0.01ppmを採用すべきだということです。

4 点目は、飛散防止対策のネットなどの資材に助成をすることです。

以上の点につきまして、知事の明快なご答弁を求めます。

【農林水産部長】 農薬のポジティブリスト制度については、既存の国内残留基準がない農薬については、海外等の基準があるものはこれを基準に暫定基準を設定し、参考基準がない農薬については0.01ppmという一律基準が設定された。京都府内では、京野菜など複数の品目が近接して栽培される場合が多く、他の品目に散布した農薬の飛散防止が大切であると考えている。このため、一昨年以來、農業改良普及センターやJA等と連携し、農業者を対象に現在までにはほぼ400回に及ぶ研修会の開催や15万部の啓発チラシの配布を行ってきた他、ホームセンターを含む農薬販売業者や造園業者、ゴルフ場関係者等の農薬使用者に対しても定期的に講習会を開催するなど制度周知を図るとともに、農薬の適正使用、飛散防止対策の徹底に努めてきた。

京都府の普及センターについては、全国平均をやや上回る普及員を配置しており、今回の問題についてもこうした体制を生かしながら、さらに本庁、振興局も一体となって対応している。今後とも、JAや市町村等との連携を強め、農家や関係業者に加え市民農園の利用者等に対しても農薬の適正使用と飛散防止対策のいっそうの徹底を図ってまいりたい。

なお、国に対しては、京野菜などで使用できる農薬に限られていることから、京都の生産実態をふまえ、より多くの農薬について、早急に残留農薬基準や農薬使用基準を決定すること、農薬の飛散防止を目的としたネットの設置に対する支援制度を設けること等を強く要望している。また、小麦や大豆等、自給率が低い農作物や日本で使用されていない農薬を使った輸入農産物の残留基準についても、わが国の食品摂取量等の調査に基づき早急に国内基準を設定することを国に対して強く求めている。

農家の生産意欲がこれ以上失われることのないよう、府としての支援を

【西脇】 ポジティブリスト制について、先日本会議で、梅木議員も指摘したように、一部の大規模経営だけしか対象にしないという農政改革関連法案が強行された。圧倒的多数の零細農家のみなさんは、国の政策から切り捨てられようとしています。さらに、その上に農産物の安全確保の責任が、生産者だけに押しつけられるようなことになれば、二重三重に農家の生産意欲を奪うことになってしまいます。また、本府では今後 5 年間で 1500 名もの職員を削減されようとしています。この計画が実施されれば、例えば先ほど言った農業改良普及センターなどの府民サービスの低下が起こるのではないかと、とても私は危惧をしているところだ。本府として、農家のみなさんの生産意欲が、これ以上失われぬようにするためにも絶対にそのようなことはないように強く求めて、次の質問に移る。

JR 山陰線高架列車騒音の防音・防振対策の促進を

【西脇】 次に、私の地元問題についてお聞きします。

まず、JR 山陰線の騒音・振動問題についてです。

昨年 6 月定例府議会で私も質問させていただきましたが、下京区内の 500 名を超える住民のみなさんから提出された「JR 山陰線高架列車騒音等にかかる防音、防振等の措置に関する請願」が全会派一致で採択されました。あわせて、同じ府議会での同趣旨の一般質問に対し、企画環境部長より、本府として府民の生活を守る立場から、JR 西日本株式会社と協議をすすめたいとの答弁をいただき、その後、昨年 7 月より本年 4 月まで合計 5 回にわたり、JR 西日本と本府との協議が行なわれたとお聞きしております。本府としてこの騒音・振動問題で初めて JR 協議をしていただいたことは前進ですが、その確認内容は、残念ながらこれまでの沿線住民のみなさんの切実な改善要望にまだまだこたえたものとはなっていません。そこでまず緊急の改善対策についてお聞きします。

はじめに、JR 山陰線複線化工事終了までの緊急の騒音・振動対策として、地元の皆さんは、かねてより防音壁やポイント設置下へのゴムマットの設置、スピードの減速などの改善策を求め続けておられます。この地元要望を本府として JR に対して伝えて頂いている事と思いますが、この要望に JR は本府にどう答えているのかお聞かせください。

また、JR 山陰線の車両の点検・整備につきましても、JR 西日本は日々点検どころか現状は 3 万キロ以上走行しなければ点検・整備をしないということをお聞きしています。このことは事実上、車輪が磨り減っていても 3 万キロ走行以内であれば点検・整備は放置されているということではないでしょうか。当然の事ながら、車輪がすり減るほどフラット部分が大きくなり、騒音・振動は大きくなるわけです。改めて本府として JR に対して、現行の整備・点検体制の実態をしっかりと把握していただき、改善するよう強く申し入れるべきと考えますがいかがですか。

消音バラス敷設については、当然 JR 山陰線京都駅から二条駅間の旧線についても実施されるものと考えますが、この点については JR と確認されていますか。

さらに複線化後の、列車本数の増加や二条間での直線区間の最高速度も、特急 130 キロ、快速 120 キロとさらにアップすることなども騒音・振動をいっそう増幅させることとなります。本府として JR に対して、抜本的な騒音・振動対策計画を出させるよう強く指導すべきと考えますがいかがですか。

【企画環境部長】 JR 山陰本線の騒音・振動問題については、昨年 6 月府議会での請願採択を受け、府としては、騒音・振動対策の早期実施にむけ、京都市とともに JR 西日本に対し、再三にわたり強く要請を実施してきた。こうした中、現在、JR 西日本では、騒音・振動対策としてレールの継ぎ目の溶接やレールの下に防振用パットを挿入するなどの対策を、地元の声も聞く形で順次実施中であり、また、車両についても車輪の走行による摩耗部分を通常よりも点検頻度を上げて整備することにより、列車走行の円滑化を図ることにより騒音・振動の低減に努めていると報告を受けている。

消音バラスについては、京都～二条間において、既設線の騒音・振動対策が必要な箇所については、すべて開業までに改良される予定であることを確認している。

複線化の事業実施にあたって、JR 西日本においては、騒音・振動を従前より悪化させないことを大前提に、車両対策に加え軌道対策として、新設線には枕木の周りにゴム状材質を挟み込むなど、騒音・振動の抑制効果の高い弾直軌道の構造とする計画が示されている。

さらには、事前に騒音・振動の測定を行い、必要な対策を講じ、改良後にも再度測定し、悪化した場合にはさらなる対策を実施される予定。

府としては、今後とも、適切な対策が着実に実現されるよう引き続き要請を継続してまいりたい。

府として地元に出向き、要望もつかみ、JR との交渉の内容も知らせよ

【西脇】JR 山陰線の騒音・振動の問題だが、この間、5 回にわたり地元と話し合いをしていただいた。これは前進である。しかし、その中身については、この間、地元には京都府としては報告されていない。JR を通じてということになっているが、あわせて京都市は管理責任もあり地元にも出向き測定もしていただいているが、本府は、議会でも請願・決議が上がっているが出向いていないので、せめて一度は来ていただき、直接、地元のみなさんの実情も聞いていただきたい。さらに、今後も JR との話し合いも続けられると思うが、その際も、その中身について、地元要望があれば公開し、しっかりと報告していただくことを要望する。

西高瀬川の清流再生にむけ、汚泥の浚渫（しゅんせつ）、分流式下水道を

【西脇】最後に、西高瀬川の問題について質問します。西高瀬川には、大雨が降るたびに下水道から汚水がオーバーフローし、周辺住民の皆さんは、現在でも雨がやんだあとには、ひどい悪臭とともに両岸に張り付いたトイレトーパーやティッシュペーパーなどで気分が悪くなるという大変な迷惑を被っております。

そのような中で、本府において 2 年前より流域住民みなさんの長年の西高瀬川に清流を取り戻したいという切実な声と運動を背景に、西高瀬川の清流再生に向けまして、天神川から西高瀬川に通水させる事業が始まっています。同時に、下京と中京では新たに親水公園の計画も進められているところです。1 日も早く、西高瀬川から汚物・臭気をなくし、せせらぎを復活させ、地域の憩いの場を取り戻すことは下京だけでなく、中京の壬生地域など流域住民みなさんの悲願となっています。現在、下京の地元ではやむにやまぬの思いで「西七条地域をよりよくする会」が中心となって、本年 1 月より毎月 1 回、西高瀬川に入っの清掃活動も行われています。

この活動には今日まで回を重ねるごとに町内会の会長さんなど広範な住民の方々の参加が広がっています。

そこでまずおたずねします。現在、石ヶ坪公園付近の川底には汚泥が長年にわたって堆積し、悪臭を放つままでになっています。この汚泥の浚渫作業実施については、地元自治連合会からも要望が出され、西七条地域を良くする会も京都土木事務所と懇談するなかで、本府の今年度予算で実施に向けて検討して頂く旨のご返事をいただいておりますが、実施時期など明らかになっていません。まず、その後の取り組み状況についてお聞かせください。なお、浚渫作業をしていただくにあたりましてはその方法等についてはまず地元の意見をよく聞いていただくことを要望いたします。

最後に合流式下水道の問題についてお聞きします。以前にも高橋昭三前府会議員が幾度となく、西高瀬川の合流式下水道の問題を取り上げ早期解決を要望し続けてまいりましたがいまだに状況は変わっておりません。

西高瀬川に親水公園を作って頂くなら、天神川からの導水だけでなく抜本的な水質改善の解決にあたるためにご努力をして頂くのは河川管理者としての本府としての責務でもあると考えます。本府として合流式

下水道の早期の解決を京都市に強く働き掛けていただくべきだと考えますが知事の御所見をお伺いいたします。

【土木建築部長】西高瀬川の浚渫については、御前通の行衛橋から市立七条第三小学校までの区間については、土砂等が堆積しているため、出水期の終わる秋以降に実施する方向で工事内容等について検討している。

合流式下水道から分流式下水道への転換については、京都市では合流式の区域から河川に排出される汚染物質の総量が分流式下水道と同等程度であり、既存施設の有効利用により経済的となることから、合流式下水道を改善する工法で事業が実施されている。具体的には、西高瀬川では、下水が河川に流入する頻度低減を図るための貯留施設の設置やゴミ等を除去するためのスクリーン設置が、京都市により取り組まれており、府としても事業促進が図られるよう引き続き要請していく。

【西脇】西高瀬川については、先ほども言ったが、合流式下水道の管理責任は、もちろん京都市にあるわけですが、このまま京都市まかせにしている、いつまでたっても解決できないというのが現状だ。合流式下水道から汚水や汚物があふれ、迷惑を被っているという立場の河川管理者の京都府として、京都市に対して、分流式下水道にさせていただくための働きかけを強くしていただく。これを要望しておく。

島田けい子（日本共産党 京都市右京区）2006年7月6日

国・製薬企業の責任認めた薬害C型肝炎大阪訴訟判決

府は、ウイルス性肝炎の治療体制の整備と患者支援強化を

【島田】日本共産党の島田けい子です。先に通告しています3点について、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、薬害肝炎対策についてです。

6月21日、薬害C型肝炎の集団訴訟で大阪地裁は、国と製薬会社の責任を認め、損害賠償の支払いを命じました。感染時期で線引きをし、一部原告を退けたのは不当ですが、国の薬事行政の責任、違法を指弾するはじめての判決です。先立って、B型肝炎ウイルス感染でも国の責任を認めました。C型肝炎、B型肝炎の感染者はあわせて約350万人に上り、毎年、5万人が肝硬変や肝がんで命を落としています。「なんら落ち度がないにもかかわらず、深刻な被害を受けた」と判決は指摘しました。政府の責任は、裁判で認められた人にはとどまりません。

判決は、1987年4月の青森県の産婦人科医での集団感染が発覚した時点で、「肝炎感染の危険性は明確」になっていたと指摘、その上で、「国が承認取り消しなどの規制権限を行使しなかったのは、著しく不合理で違法」と判断、同月以降に投与された原告について国の過失を認めました。製薬会社については1985年8月以降を違法としましたが、肝炎ウイルスを不活化する方法を変えたが、その新しい方法は効果がなく、むしろ感染の危険性を増すことになったとして、過失を認めたものです。

また、判決は、60年代、70年代の国の行政責任についても厳しく指摘しています。六四年の製造承認について「臨床試験がずさんであった」とし、77年、米国食品医薬局が製造承認を取り消した際、厚生省が何の対応もとらなかったことについて、「医薬品の安全性を確保するという立場からは程遠い、お粗末な面が認められ、その意識の欠如ぶりは非難されるべき」とまで指摘しました。このような判決を前提とすれば、国と製薬企業は本判決で指弾された法的責任に基づき、すべての薬害C型肝炎罹患患者を救済することはもちろん、すべてのウイルス性肝炎患者の被害回復のための恒久的対策を一刻も早く実現すべきと考えます。

私は、2003年9月定例会本会議で、フィブリノゲン納入医療機関の公表や医療体制の確立、医療費助成、生活保障の対策、肝炎検査の無料化など総合的対策を求めました。その翌年12月9日には厚生労働省がフィブリノゲン納入医療機関を公表、2005年2月定例会ではわが党の松尾孝議員が「カルテや医療記録の保管とカルテ開示」を含め、C型肝炎対策の強化を重ねて求めました。判決をうけて、あらためて、知事として、国に対し、経過の徹底究明と検証、再発防止、新薬承認制度と再評価制度の見直しなど医薬品の安全性、有効性の厳格な審査、そして、患者救済のための、治療体制の確立、医療費や生活支援、検査体制の整備など強く要請していただきたいと考えます。いかがですか。

具体策について何点か、うかがいます。

昨年、行われた原告62人に対する薬害肝炎被害者実態調査では、4割の被害者が、離婚や、退職、転職による収入の激減、出産をあきらめるなど人生設計を大きく狂わされ、総額数百万を超える医療費の負担に苦しんでいる人が九割にのぼり、偏見、差別を受けた経験がある被害者が四割もあるなど深刻な結果が明らかになりました。

そこどうかがいます。

第1に、2004年の公表で、京都府内では168医療機関でフィブリノゲン納入実績が明らかになり、当時は2700件もの相談が殺到しました。今回の判決をうけ京都府として改めて、相談窓口を開設すべきと考えます。

また、医療機関の協力をえて、患者の追跡調査を行い特定された患者に対する投与事実の告知、肝炎検査を勧奨し、早期治療の体制をつくることです。

第2に、ペグインターフェロン、ビバピリン併用療法などの最先端の治療を自己負担なく受けられるようにすることです。

第3に、生活支援も緊急課題です。高齢で年金暮らしの感染者も多く、就労も困難です。福祉医療制度の適応など検討をいただきたいと考えます。

第4に、肝がんや肝炎治療の拠点病院の整備など専門的治療の体制を確立し、広く患者、府民に情報提供することです。

第5に、エイズ検査と切り離して、肝炎検査を無料で行うことです。

第6に、ウイルス性肝炎の正しい知識を普及・啓発し、特に就職や就学差別に対し、偏見、差別対しをなくするための取り組みを強化することです。いかがですか。

【知事】 肝炎対策だが、京都府ではこれまでから、相談窓口の設置や医療機関への肝炎治療の手引きの普及を通じた受診環境の1整備等積極的に対策を推進してきたところであり、さらに、国に対しては、C型肝炎感染にかかる継続調査の実施、感染者の実態を踏まえた適切な対応、検査体制の整備充実などC型肝炎の総合対策の推進を強く求めてきました。

この間、国においては血液等を原料とした医薬品について原料基準の強化や承認要件の厳格化を行なう等、安全対策を総合的に推進するための法改正や、感染被害者の救済制度の創設が行なわれるなどの措置が講じられて来たところであり、

しかしながら、感染被害者の救済については、対象者が限定されているなど、問題も残されていることから、引き続き府民の安心・安全を確保するため、先日行なわれました、政府予算に対する提案と要望の中でも、早期発見早期治療の普及啓発補助の創設、検査体制の整備充実、保健所が実施するC型肝炎単独検査等に対する補助制度の創設、フィブリノゲン製剤によるC型肝炎の継続調査の実施と感染者への対応、慢性肝炎患者も含めた救済制度の確立等について要請をおこなったところでもあります。

【保健福祉部長】 肝炎対策についてですが、一昨年12月にフィブリノゲン製剤にかかわる医療機関名が公表されて以来、引き続き相談窓口を設置、開設し、府民からの相談に適切に対応してきたところであり、今回の大阪地裁の判決以降も相談が寄せられており、引き続き親切丁寧に対応しているところでもあります。

また、患者さんの相談も踏まえ、公表された医療機関に対しましては、カルテをはじめとする各種の資料に基づき、当時の状況を可能な限り確認すること。カルテの開示や検査の実施等について情報提供、相談に応じるよう指導をしてきたところでございます。

一方、肝炎治療については、肝炎治療の手引きを作成するなど、地域の医療機関で幅広く取り組んで頂けるよう保健所において府立医科大学等専門医療機関を紹介する体制を整えているところであります。また、近年新たな治療法や投与期間の延長等保険適用の範囲が順次拡大される中で患者負担の軽減がはかられているところであります。

なお、医療費の公費負担につきましては、責任の所在を明らかにしながら別個の観点から負担の問題を考えるべきと考えております。

さらに、C型肝炎啓発パンフレットにより府民への情報提供や正しい知識の普及啓発に努める一方、単独の肝炎検査については既に早期実施にむけて準備を進めているところであります。

【島田】C型肝炎対策について審議を通じて国の行政責任がはっきりしました。国へも適切な意見をあげて頂いているようだが、京都府としてできるところから直ちに検討する、そのために知事自ら一度患者原告団の要望、声を聞く機会を設けてはいかがかと思えます。その決意が知事にはおありになりますか。合わせてお聞かせ下さい。

【保健福祉部長】C型肝炎対策についてだが、今後とも幅広い皆様方のご意見を聞きながら、取り組みを進めて参りたいと考えております。

府立医大付属病院のがん診療連携拠点病院化

拠点病院にふさわしい体制の構築が必要

【島田】次に、がん対策についてです。

先の国会で、がん対策基本法が全会一致で成立しました。本府も、府立医科大学付属病院を都道府県がん診療連携拠点病院として指定し、2次医療圏域ごとに地域がん診療拠点病院を整備する方向をうちだしました。私は、昨年九月定例会で、具体的ながん対策について質問要望をいたしました。重複を避けていくつか提案をふくめうかがいます。

今年、3月25日「京都府のがん医療 今日と明日—医師に聞く がんを宣告されたとき」と題してがんシンポジウムが開催されました。大阪成人病センターや府立医科大学山岸現学長、京都大学、市立病院などから現状と課題が報告され、会場からは、がん患者の苦しみや肉親を支える家族の悩みご苦労などが語られるとともに、早期発見、早期治療の体制、気軽な相談窓口の設置、医療機関の連携、緩和ケア病棟の設置などの切実な声が出されました。府立大学、京都大学の枠を越えたネットワークの確立や開かれた拠点病院の整備に対する意見交換も活発に行われました。

さて、私の知人は、すい臓がんとたたかっています。彼は、体に違和感を感じ、地域の診療所にかかったのですが、医師はがんを見抜けず、結果的に半年もがんの専門的治療が遅れました。もっと、早く分かっていたらとの怒りの声をあげておられます。その経験から、彼は、地域がん登録や院内がん登録システムを整備し、診断のためのマニュアルの整備や、最先端の医療の情報を医師だけでなく、患者も含めて共有できるようなシステムを早期につくってほしいと切々と訴えました。そこでうかがいます。府立医大病院の整備の方向はすでに、国からも示されていますが、拠点病院にふさわしい体制を構築していただきたいと考えます。

第1に、今議会に提案された相談支援センターを患者の立場にたったよりよいものにしていただきたいのです。がん告知を受け、治療のあらゆる段階で不安と苦痛を余儀なくされる患者が、医師に気兼ねなく、安心して治療方法を選択できるよう、セカンドオピニオンを制度化すべきと考えます。第2に、府立医大病院でこの間、外来化学療法部や疼痛緩和医療部が設置されましたが、多くが兼任体制であり、不十分です。先に紹介した友人は、府立医大病院で緩和ケアを希望したものの、入院患者で手一杯とことわられ、

京都府内に適切な緩和ケア医療の施設がなく、遠く他府県の病院へ行きました。抗がん剤治療は外来、通院治療が主流になりつつあります。外来患者への緩和ケアを充実強化するとともに、緩和ケアの病床を確保し、抗がん剤の副作用の苦痛を緩和するため、治療後2～3日入院して経過観察ができるような体制を構築していただきたいと考えます。第3に、地域医療機関への診療支援および情報収集と提供について、がん登録事業の確立などをふくめ早期に専任体制が確立されるよう求めます。また、2次医療圏域ごとの地域拠点病院の指定の目途についてもお聞かせください。

昨年9月定例会で保健福祉部長は、がん診療の仕組みをつくるために、なんらかのネットワークの組織と、協議をする組織と推進の組織が必要と答弁されました。今回示された仮称がん対策戦略推進会議はどんな組織になるのですか。具体的内容について、お聞かせください。その上で、私は、患者の立場にたった医療を構築するために、当事者や家族関係者、支援者などが参加する組織を立ち上げていただきたいと考えます。いかがですか。

【総務部長】 府立医科大学附属病院のがん医療の機能整備についてであります。都道府県がん診療連携拠点病院への位置づけを期に、これまで各診療科で個別に対応しておりましたセカンドオピニオンにつきましても、専用窓口の早期実現にむけての検討をすることとしております。

また、入院、外来化学療法センターで診療対象がんの拡大をはかると共に疼痛緩和医療につきましては、同医療部を昨年1月に設置し専門知識を強化する中でその蓄積を積み重ねているところでありまして、今後とも疼痛緩和医療の提供体制の充実を図ることとしておりますが、緩和ケア病床につきましては、制度上の課題や府立医大が特定機能病院の役割をどう考えるか等検討するべき課題も多くあり、今後とも引き続き検討して参りたいと考えております。

また、医師等を対象とした検討会や症例相談、府民や医療機関への情報提供等を実施する体制を整備することにより、拠点病院としてその役割を果たして参りたいと考えております

【保健福祉部長】 地域におけるがん診療連携拠点病院についてだが、現在、府内の多くの医療機関より協力の申し入れがあり、年度内にも確保できるよう準備を進めているところであります。

また、大学、医療関係者等からなる「京都府がん対策戦略推進会議」を早期に設置し同会議の意見も踏まえ患者のニーズを適格に把握しながら京都府のがん対策を総合的に戦略的に一層推進していくこととしております。

【島田】 がん対策についてですが、相談支援体制について体制が充実されることは前進ですけれど、補正予算では4人の人を外部に委託すると言う臨時的な予算になっている訳であります。相談業務や医療機関への診療支援の業務、また、がん登録や情報管理、これは、拠点病院の一番大事な事業ですから、本格的に正規職員をあてて強化をする必要があると思うが、今後の見通しについてお聞かせをいただきたい。

緩和ケア病棟について山岸学長も、紹介しましたシンポジウムで「20床ほしい」と発言をされました。本来の意味での緩和ケアベッドが府内には全然ありませんから、医大だけが担うと言うことではありませんが、拠点の医療機関としてはまずは実践的にやらなければなりませんので、急ぎ検討頂きまして、課題を克服し緩和ケア病棟について整備をすべきであると考えますがいかがでしょうかお答え下さい。

がん対策基本法並びにがん対策の基本戦略のキーワードは患者、国民の視点です。本府も府民本位、府民協働を掲げておられますので、がん対策の推進のためにぜひ患者、家族、関係団体が参加をしたネットワークの組織を立ち上げて頂きたいが、再度、ご決意を伺います。

【総務部長】 人員配置の関係だが、今議会で提案しております予算をご議決頂きましたら、効果的な使い方をしてまいりますのでよろしくお願い致します。

緩和ケア病床の問題だが、府立医科大学が特定機能病院でありますので、その役割がいかにあるべきか、診療単価の問題もありますし、そういうことを総合的に検討する、そういう課題も多くありますので今後とも引き続き検討をしてまいります。

【保健福祉部長】 がん対策についてであります。今回設置します、がん対策戦略会議でご意見を聞きな

がら取り組みを進める所存。

専門的な診断、治療体制を整備等高次脳機能障害対策の強化を

【島田】次に、高次脳機能障害対策についてです。

高次脳機能障害とは、事故や脳卒中などの脳損傷の後遺症により、記憶、注意、行動、言語、感情などに障害をきたし、日常生活や社会復帰に困難をきたすものです。私は、高次脳機能障害の当事者、家族、支援者でつくる「若者と家族の会」にも参加し、みなさんのお話をきいてきましたが、事態はほんとうに深刻です。

Aさんの子どもさんは18歳で交通事故に合わせ、13年が経ちますが、まるで人が変わってしまいました。気質性人格障害と診断されています。お母さんは、言葉にこだわる、暴力を振るう子どもに、正直いって、親なのに接触するのも嫌になっているとはなされました。本人は意欲があるのに働く場がない。親亡き後が一番心配とのことでした。

Bさんは夫が仕事中の事故で脳挫傷になり、救急病院で一命をとりとめました。家族の会で知った京大病院の高次脳機能障害のリハビリを受けられましたが、その後医療機関を転々としています。職場復帰をしましたがてんかん発作や、暴力暴言がひどくなり退職。夫は希望が持てず酒にはしり、自殺もはかった。子どもをかかえ経済的にも大変、地域の友人も少なくなった。」と話されました。先日は、府北部の町で一人の高次脳機能障害の青年が自ら命を立つという悲しい報告を聞きました。このように、当事者家族が抱える問題は多様で深刻です。誰にでも起こりうる障害にもかかわらず、長年放置されてきました。

問題は、この障害に対する適切な診断、治療、訓練が受けられないこと。診断書を書いてもらえず、障害者手帳がないために現在ある社会的支援も受けられないこと。また、医療機関や行政に相談しても、障害の名前すら知られていないことが多く、具体的指導や支援がほとんど受けられないことです。また、学校や職場では、「人を馬鹿にしている」「周囲のことを考えず自己中心的だ」「何か変な人」というふうに批判にさらされるなど、経済的、肉体的負担のうえに、精神的負担も耐え難いものになっていることです。病院や施設での間違った対応や投薬をされ、地域に適切なりハビリの施設がないために症状が悪化し、2次障害、3次障害をきたす例もあります。

当事者、家族の長年にわたる活動の中で、ようやく社会問題にもなり、厚生労働省では、高次脳機能障害者への連続的ケアを実現するために五年間のモデル事業を実施されました。各地域にある拠点施設やリハビリセンターでの機能回復訓練とともに、関係する医療機関、障害者施設や家庭などが一緒になり、社会復帰や生活、介護支援などを行う中で、診断基準や、標準的訓練プログラム案などが作られました。また、支援のためのネットワーク作りへの支援が必要として、「支援センター」を設置し「支援コーディネーター」が置かれました。これらをうけて今年度からは障害者自立支援法の「都道府県相談支援体制整備事業」にも位置づけられました。

2003年9月定例会でわが党の前産議員がこの問題を取りあげ、その後も他の議員からも質問がありましたが、府の対策は遅々として進みませんでした。先日は「若者と家族の会」から京都府に対する要望がだされております。知事は、患者家族の声をどのようにうけとめておられるでしょうか。また、京都府の施策の遅れの原因、課題は何でしょうか。まず、お聞かせください。

いよいよ、今年度10月から「高次脳機能障害支援普及事業」がスタートします。この事業では、都道府県に支援拠点機関を置き、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、研修等をおこなうこと、拠点医療機関の整備を含め、適切な支援体制を整備することとされています。

そこですかがいます。昨日から厚生労働省において、研修会が開催されています。これを受けて、出来るところから直ちに着手していただきたいと考えます。

第1に、直ちに関係者を集めて連絡調整会議や専門家会議を開催することです。京大病院などいくつかの医療機関が高次脳機能障害リハビリや研究活動などをすでに行っていますし、障害者相談支援センター

などでは 具体的事例で相談者が対応に苦慮されています。現場からは、早く、京都府が会議を招集し、振興局単位での研修会や連絡調整会議も行ってほしいとの声がだされています。

第2に、拠点医療機関、地方拠点医療機関を指定し、専門的な診断、治療体制を整えることです。そして、医師、理学療法士、作業療法士、心理療法士などの専門家の養成をすすめることです。現時点で、この障害に対応できる医療機関やリハビリ提供施設について京都府のホームページに掲載するなど、府民に対する情報提供を行うことです。

第3に、府民へ正しい理解を広げるために、一般府民むけの講演会の開催、府のホームページ掲載など、普及・啓発事業を推進することです。

第4に、当事者と家族の会などへの支援が必要です。行政としての支援がないにほしい現状の中で、こうした会の活動は、具体的事例で相談や支援をおこなうとともに、関係者同士が励ましあい、心を和ませる場として大きな役割をはたしています。生きる勇気をつないでいるといっても過言ではありません。こうした活動を支援するとともに、当事者や家族も参加する「推進委員会」のようなものをつく、京都府の施策にいかすことが必要です。いかがですか。知事のご所見をうかがいます。

滋賀県はあたらしいリハビリセンターをつくり、高次脳機能障害にも対応するとか、奈良県では実態調査と専門家会議の設置、静岡では、3年前から独自予算で国のモデル事業と同じ内容の事業をすすめています。ところが、本府は、この障害に対応できる医療機関の絶対数が極端に少ない中で、高次脳機能障害のリハビリでも優れた実践で評価されてきた洛東病院を廃止しました。北部地域では脳外科救急の中心的役割をはたしてきた舞鶴市民病院の救急医療が中止されたことも関係者に大きなショックをあたえています。府中北部のある市民病院では、高次脳機能障害の診断書は書けない断られた方もいます。地域医療をずたずたにするような医療構造改革や医療制度の大開悪を進めるのをやめ、府民の安全、安心の医療体制を構築するために全力を挙げていただくよう強く要請するものです。

【保健福祉部長】 高次脳機能障害についてだが、外見から障害があることがわかりにくいことから障害のある方や家族の方が大変ご苦労されていると伺っており、京都府としても適切な支援を行なっていくことが必要と考えております。

そのため、国に対しこれまで実施されたモデル事業を踏まえ、診断基準や支援プログラムの医療現場への普及、高次脳機能障害の方々を支援するための制度の確立を要望してきたところであります。

本年10月から開始される障害者自立支援法の事業のひとつとして高次脳機能障害支援普及事業が地域生活支援事業に位置づけられ制度の整備がなされたところでございます。京都府ではこれまで京都府精神保健総合センターなどでの相談や助言を行ってきたところでありますが、昨年の秋と今年の夏の2回、府内での研修等を担う人材養成のため、高次脳機能障害の診断やリハビリテーション支援等に関する国の研修へ専門職員を派遣してきている他、医療機関、家族会等関係者のみなさまとの情報交換等を行ってきたところであります。

今後は、国の制度に沿って、まず、関係機関や家族会等による連絡会議を設け、府の施策のあり方等について検討をすると共に、医療、福祉関係者を対象とする研修やインターネットの活用などによる情報提供、府民が高次脳機能障害に関して正しい理解を得て頂くための普及啓発などを順次行なって行くこととしているところでございます。

【島田】 昨年12月定例会で高次脳機能障害の問題について部長は「診断基準がないので、対応が難しい。入口で困っている」とお話しされました。今の答弁を聞きますと、前進の回答もあります。国の事業としての今回10月着手の事業に本府として手を挙げるのかどうか、順次やるということですけど、直ちにするといふ決意を頂き、明確に国の事業に手を挙げるのかどうかお答え願います。

【保健福祉部長】 高次脳機能障害については、国の制度にそって取り組みを進めて参る所存。

【島田】 保健福祉部の施策は後手後手に回っている感が否めません。私は、本格的な前進のための縷々提案をして来ましたが、本腰を入れてがんばって頂きたいと強く要望して質問を終わります。

かみね史朗（日本共産党 京都市右京区）2006年7月7日

障害者自立支援法 応益負担による負担増と影響を実態調査し、

政府に応益負担の撤回を求めよ

【加味根】日本共産党の加味根史朗です。通告しています事項について知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず障害者自立支援法の施行に伴う問題です。

法律が施行されて3ヶ月経過しましたが、予想された通り深刻な問題が噴出しています。

第一に、応益負担の導入によって施設からの退所やサービス利用の断念が少なからず発生しています。

きょうされん（旧称：共同作業所全国連絡会）がまとめた資料によりますと、すでに3月31日現在で、京都府内30カ所の施設、在籍者数798人中、退所の意志を示した人、すでに退所した人は12人、退所を検討している人は18人、あわせて30人、3.75%の人々が退所せざるをえなくなっています。

府北部のある社会福祉法人は、4人の方が通所施設の利用継続を断念されています。両親亡き後、障害のある姉妹お2人は、長年にわたり通所施設を利用されてきましたが、軽減制度を利用しても、年金だけの収入の中で、施設の利用と両立することができず、4月以降の利用を断念されました。相談に当たられた施設職員の方も、非情な現実には涙されたそうです。この姉妹は、現在週2回、弁当持参でボランティアとして施設にくることしかできなくなっています。

京都市内のある通所授産施設を訪ねましたが、ここでも4月から2人の方が通所を断念されました。家族の方のお話では、「もともと休みがちだったので施設に迷惑をかけるから」という理由でした。施設の収入が、障害者が通所する日数に応じて計算する日割り方式になったため、身体の都合などで休みがちな障害者や家族に肩身の狭い思いをさせ、退所まで余儀なくさせる結果になっています。

精神障害者の通所授産施設はさらに深刻で、精神障害者の場合、無年金者が多いため、月7500円の負担でも重く、296人の利用者のなかで、なんと26%、77人の方が利用を断念する意思を示しているという調査結果が出ています。

こうした施設の退所やサービス利用の断念といった状況は、今後ますます広がる危険性があります。例えば、府北部の通所施設では、これまで大半の障害者が無料で施設を利用し、給食も公費で提供されました。それが、給食費をいれて、多い方で月額2万6千円、平均で1万1千円負担しなければならなくなりました。工賃収入の倍の利用料金を払うことは、働く意欲にも影響します。4月から契約をしたものの、利用を手控え、通所しない人も出てきています。そして家族の多くから、「こんな多額の請求が続くなら、通所断念も考えざるを得ない」との声が出され、深刻に悩んでおられるそうです。

このように障害者自立支援法は、応益負担の導入によって、障害者の自立や人間らしい生活に大きな障害をもたらしていることが、実際の姿として明らかになっているのであります。

そこで質問いたしますが、本府は、応益負担による負担増と影響について、ただちに実態調査を行い、応益負担の撤回を政府に要望すべきであります。知事は、梅木議員の応益負担撤回を求める質問に対して、まともに答えられませんでした。どう考えておられるのか府民の前に明らかにする責任があります。答弁を求めます。

同時に、京都府の負担軽減制度によってもなお、施設利用の断念や退所が発生し、今後さらに広がりを見せようとしております。本府の負担軽減制度では、不十分といわざるを得ません。給食費や施設の居住費の負担などについても、府の制度の対象として、さらに負担を軽減していくべきだと思いますが、いかがですか。

施設の経営も深刻 日割り計算方式を見直し、緊急に国に改善策を求めよ

第二に、障害者自立支援法は、施設経営にも深刻な影響を与えています。施設サービスや居宅事業、グループホームに対する支援費単価が今年度から1.3%引き下げられ、支払い方式が月額制から日額制に変更されたために、各施設・事業所とも前年度と比べ大幅に収入が減少しています。例えば、先ほど紹介した府北部の社会福祉法人は、5施設運営していますが、対前年同月比で最高129万円、減額率は17.4%、年間で1554万円、5施設全体で年間5千万円もの減収になります。施設の修繕対策等で蓄えてきたわずかの積立金や繰越金すら取り崩さなければならず、施設や事業が継続できないほどの深刻な事態です。

京都市内の精神障害者の通所授産施設でお話を聞きましたが、月170万円の減収です。日割り方式が合理的といいますが、精神障害者の場合、利用者が休んだ時にも、職員が家庭訪問をして本人や家族と対応し、家族の相談に対応しているのが通常です。こうしたきめ細かな対応やサービスがまったく評価されていません。

そこでおたずねしますが、施設経営の深刻な事態に対して、日割り計算方式の見直しを含めて、国に対して改善策を緊急に求めるべきではありませんか。そして本府としても、施設運営を安定化させるために、独自の財政援助策を検討すべきではありませんか。お答えください。

子どもの療育費 負担増とならぬよう市町村へ財政支援をおこなえ

第三に、障害者自立支援法が、障害をもつ子どもの療育にも、否定的な影響をもたらすということです。通所の療育施設は、障害の早期発見と早期療育をすすめる場として大きな役割を果たしており、京都市内では1000人以上の乳幼児が在籍し、保護者とともに通っています。保護者や施設関係者の運動で現在は、利用料金が1回200円となっていますが、障害者自立支援法によって、通所での療育は児童デイサービスとして、この10月から1割の応益負担が導入されようとしています。

週3回午前中に児童デイサービスに通っているA君の場合、現在は月3600円の負担にとどまっていますが、10月から1割負担になると、10788円と3倍に負担がはね上がります。お母さんは、「負担が大きくなったら、通えなくなります」と話しておられます。通所の療育施設を利用している家庭のほとんどは課税世帯ですが、お母さんが母子通園で働けないため、非課税ぎりぎりの低所得世帯がほとんどです。

保護者や関係者のみなさんは、子どもたちの療育が安心して続けられるよう、これまで通りの負担になるよう切に願っています。本府として、この願いがかなえられるよう市町村への積極的な財政支援を行うべきであります。いかがですか、お答えください。

ガイドヘルパー 市町村の地域生活支援事業へ財政支援をおこなえ

第四に、市町村がおこなう10月からの地域生活支援事業についてです。目の不自由な方のガイドヘルパーの事業は、4月までは応能負担で運営されてきましたが、4月から障害者自立支援法が適用され、10月までの経過措置として1割の応益負担が導入されました。10月からは、負担のあり方を市町村の裁量で決めることが出来るため、応益負担とするか4月までの応能負担にするか判断することになります。

そこで、視覚障害者団体の役員の方に話をうかがいました。3月までは応能負担のためほとんどの方が無料でガイドヘルパーを利用できました。しかし、4月から応益負担となったため、大半の方が月32時間以上利用しているので、5300円以上の負担となりました。週3回人工透析をしている人は、64時間ぐらい利用するので、1万円をこえます。負担が大幅に増えたため、社交ダンスなど17もある多彩なクラブ活動に来られない方が増えたそうです。役員の方は、応益負担の導入は視覚障害者の移動の自由を奪い、人生の楽しみを取り上げるものだと言っています。そして、団体として今すべての市町村にこれまで通り応能負担でガイドヘルパーを利用できるよう要請していると話しておられます。

そこで質問しますが、府内の市町村どこに住んでいても、ガイドヘルパーの利用は応能負担とし、移動の自由を守り、社会参加を保障すべきであり、市町村が応能負担でこの事業が行えるよう、本府として財政支援をおこなうべきであります。知事の積極的な答弁を求めます。

【知事】 障害者自立支援について、障害のある方々にとって、必要なサービスを受けることができない状況が生じ、自立した生活を阻むことがあってはならないと考えている。障害者自立支援法施行に際して、利用者負担の在り方や事業者の経営安定化のための報酬水準の確保については、制度設定に権限と責任を有する国に対し、従来から繰り返し要請を行なってきた。こうした中、国においては、施設サービスの給食費、居住費等の利用者負担については、低所得層の方に対して、給食費を原材料のみとし、また、高熱水費については減額するなど様々な軽減措置が講じられている。私どもはさらに、平成 19 年度の予算要望においても、地方の実状を十分にふまえて対策を講じるよう改善を求め上程したところだ。京都府としては、自立にむけた取り組みをきめ細かく支援し、支えていくことが、地方公共団体としての役割と考え、本年 4 月から、全国に先駆けて府内の全市町村と協調しながら全国でもトップ水準のセーフティネットを講じているところです。サービス利用や施設経営の状況については、この 4 月に法が施行されたばかりであり、現在まだ事業者に対する影響は明確でない状況であるが、私どもは、19 年度の予算要望でも、サービス提供事業者の経営安定化や報酬の適正な水準について要請するとともに、現在関係団体と密接に連携しながら実態の把握を行なっているところでもあります。今後、これらの結果をふまえ、真に障害者の自立支援が図られるよう取り組んでいく。

【保健福祉部長】 障害児のサービスの利用者負担について、国制度の負担上限額を引き下げるなど、府内全市町村と協調して、全国トップレベルの水準のセーフティネットを講じることとしている。また、市町村地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村が創意工夫し本年 10 月から実施されるものだが、市町村に対して、これまでの事業実施の経過をふまえ、障害のある方々が必要なサービスを安心して利用して頂けるよう取り組みをお願いしてきている。今後とも、市町村と協力して利用者や家族など関係者の声をお伺いしながら、現場の実態を把握し、障害のある方々それぞれのニーズや実状に即した自立支援を進めていく。

直ちに、施設退所の実態を調査し、応益負担制度を廃止するよう国に求めよ

【加味根】 知事の答弁で、法律が施行した後の影響が明確になっていないというお話しがあったが、現に 3 月 31 日現在でも、4 月以降の利用を断念する、施設から退所する、こういうことが現に起こっている。その実態を未だに十分把握していないというのは、率直に言って怠慢ではないか。施設からの退所が現に起こっている深刻な実態、直ちに調査をすべきですが、いかがか。

障害者の方が安心して施設を利用できるようにするためには、応益負担の制度そのものをなくす以外に打開する道はないと思うが、知事は、そういう認識は持っていないのか。お聞きしたい。また、現に施設利用の断念、退所が起こっているのだから、独自の軽減制度についてもさらに充実をしなければならないと思うが、その必要性は今の時点で考えていないのか改めてお聞きする。

さらに障害のある子どもたちの療育を保障するために、全国では、これまでと同様の負担なるような軽減制度をつくっている自治体がたくさんあります。地域生活支援事業については、京都市が手話通訳など、コミュニケーション支援の事業は引き続き無料にすることを議会でも表明しています。本府として、子どもたちの療育、あるいは地域生活支援事業の手話通訳・ガイドヘルパーの派遣については、市町村が、引き続き無料で、負担のない形で実施できるように財政支援を行なうべきだと思います。この時点ではっきり表明することが必要ではないかと思うので再度明確な答弁を求めます。

【知事】 きちっとした実態把握をしていかなければならない、しかし、その前に影響があるということは、当然想定しているので、平成 19 年度の当初予算要望でも国に対して要請を行なっている。そのなかでこれからも、関係者のみなさんと実態把握に努めていきたいとおもっている。私どもの、今回の障害者自立支

援法のセーフティネットについては、みなさんご存知のとおり、兵庫でも大阪でも共産党の議員さんが「京都の方はやっているのに」という話を繰り返しているのに、ある面では象徴になっているところだ。その中で、私はよくわからないのは、例えば、私どもは総合上限制度をとっている。つまり、いくつかの制度が重なった場合には、いくら使っても上限は決まっている。これを、加味根議員は応益だと思われているのか、応能だと思われているのか、その辺りについて、質問の主旨がわからない。あれだけ総合上限制度をとって、もうこれ以上は全て、いくら使っても上限で切っている。そういう関係については、ちょっと、ご質問の主旨が分からなかったので、またお聞かせ頂ければお答えする。

【保健福祉部長】 市町村地域生活支援事業について、各市町村において、これまでの事業実施の経過をふまえて、安心して利用して頂けるよう取り組みをお願いしているところです。また、療育事業についても、京都府は全国トップ水準のセーフティネットを構築したが、今後とも市町村と協力して、障害のある方のニーズに即した自立支援をすすめていく。

【加味根】 4月以降の事態は障害者のみなさんにとっては、非常に深刻な事態で、サービスを受けるたびに1割負担という障害者自立支援法が、障害者の自立にとって、生活にとって、決定的に大きな障害になる、逆行となるものだということは、はっきりしている。その中で、本府がとった軽減制度は積極的な意義を持っていると、私たちは考えている。それでも尚かつ、施設退所、利用断念がおこっている限りは、しっかりそれに対応するということが必要ですし、応益負担の決定的な問題点については、国に対してしっかり意見を言うべきだと申し上げておきたい。

阪急西院駅のバリアフリー化 交通事業者への強力な行政指導を

【加味根】 次に、地元、京都市右京区の問題について質問いたします。

まず、阪急西院駅のバリアフリー化についてです。駅舎のバリアフリー化は、身体の不自由な人や高齢者の移動の自由を守り、安全快適に公共交通機関を利用するために欠かせないものであります。

阪急西院駅は、1日の乗降客が39791人で、京都市西部地域の拠点ターミナルとして重要な役割を果たしていますが、京都市の交通バリアフリー全体構想の中で、「現時点において、段差解消をはかることが極めて困難であるため、引き続きその改善方を検討していく地区」の一つに位置付けられています。このため、いつまでに基本構想を策定し、バリアフリー化していくのかは不明となっています。

そこで私は、この間、総務委員会、決算・予算委員会、総合交通対策特別委員会などにおいて、「引き続き改善方を検討すべき地区」がすべて検討を進められるよう府としても、交通事業者に働きかけるよう求め、本府としても、働きかける旨の答弁をいただきました。

しかし先日、京都市の交通政策課を訪ねて担当係長から、現時点で西院駅の検討はどうなっているかを聞きました。西院駅は、地上から地下に入った直後につくられている駅舎なので、プラットホームから四条通の道路面まで間隔が狭く、地下通路をつくるスペースがとれない。このため河原町方面のホームから地下に下がるエレベーターをつくり、線路をくぐる通路を経て、梅田行きホームのエレベーターから出口に向かう方法が考えられるが、多額の費用がかかり困難であるというのが、阪急電鉄の説明だということです。結局、財政的な理由で具体的な検討は一切やっていないということでもあります。火災対策として、法的に義務づけられている河原町行きホームの避難路設置についても、検討が進んでいませんでした。

地下駅をつくったのは阪急電鉄ですから、たとえ多額のお金がかかろうとも、法律で義務づけられたバリアフリー化をすすめるのは、交通事業者の責任であります。その責任を全うさせるのは、京都市であり、京都府の責任です。

そこでお聞きしますが、「引き続き改善方を検討すべき地区」のすべてで着実に検討が進むよう交通事業者への強力な行政指導が必要だと思えます。西院駅については、バリアフリー化と避難路の設置にむけて、どのように指導するお考えですか。決意も含め、御所見をお伺いいたします。

【企画環境部長】 阪急西院駅のバリアフリー化について、すでに階段昇降機が設置されており、現時点で

は、交通バリアフリー法に基づく基準は満たされているが、さらに、府としては、京都市と連携し、鉄道事業者に対して一層の改善を求めており、事業者も物理的に困難な中ではあるが、よりよい改善の方策を検討されているところだ。また、地下鉄火災対策については、国において、鉄道事業者に対し、平成 21 年 3 月末までに完了することを義務づけているところだ。このため、本年度から、阪急河原町駅、烏丸駅において排煙設備等の整備がすすめられており、府としては、府民の安心・安全を守る立場から支援を予定しているところだ。また、西院駅においても、ホームから地上へ通じる避難通路の整備について、鉄道事業者において、事業の具体化にむけ、物理的に大変困難な中ではあるが、検討されているところだ。いづれにしても、府としては、府民の安心・安全を守る観点で従来から、鉄道事業者を直接指導する立場の国、地元自治体である京都市と協調して対応してきており、今後とも同様の姿勢でのぞんでいく。

天神川の瀬枯れ 解消に向け、調査と対策を講じよ

【加味根】 次に、天神川の瀬枯れ対策について質問いたします。

8 年程前から天神川七条付近から下流部で、水が一切流れない瀬枯れ現象が 1 年を通じて多く観察されるようになってきました。地元の住民のみなさんからは、「魚の死骸などもあって悪臭がする」とか「かつては大きな魚が泳ぎまわり、潤いと憩いの場所になっていたのに、どうしてこんなことになるのか」、「なんとか以前のように水をたたえる美しい川に戻してほしい」と瀬枯れの解消を期待する声が高まっています。

そこで私は、管理を担当する京都土木事務所を訪ね、瀬枯れの原因と対策をどのように考えているのかお聞きいたしました。土木事務所では、地元住民からも要望が出ているので、2005 年度に地下水の調査をおこない原因の究明に当たっているとのことでした。調査結果は、大変興味深いものです。

明らかになったことは第一に、2005 年 6 月 30 日の瀬枯れ現象は、天神川八条のボーリング地点で地下水位が海拔 17.4m 以下になった時に発生していること。この 17.4m という高さは、天神川の川床の高さと同じです。つまり地下水位が川床より下がったときに瀬枯れが発生するということです。第二に、地下水の変動量には不自然な変動が見られる。特に重要な点は、盆や正月、日曜・祭日には地下水位の回復がみられるということです。例えば、2004 年 12 月 25 日に地下水位が 17.39m だったものが、12 月 29 日から急速に回復し、1 月 5 日には 15cm 地下水位が上っています。2005 年の 8 月 7 日には 17.28m だったものが急速に回復し、8 月 15 日には 42 センチ水位が上っています。つまり、休みになると地下水が回復するわけですから、下流域の工場等での地下水の大量くみ上げが大きくかかわっているということがあります。地下水くみ上げの影響は、この天神川周辺のような砂礫層の地層では水平距離で 500m から 1500m に及ぶといわれています。

そこで質問いたしますが、本府は、京の川づくり事業をすすめておられるわけで、天神川についても瀬枯れ現象を解消し、水をたたえ、住民が憩える水辺環境を整備することが必要であると考えます。天神川の瀬枯れが地下水の大量くみ上げによるものであることが明らかになってきたもとの、下流部での地下水のくみ上げの実態を詳細に調査し、河川管理と水辺環境の保全という観点から、地下水のくみ上げ規制を京都市とともに検討していくべきだと思います。今後瀬枯れ解消に向けてどのように調査と対策を講じようとしているのか御所見をお伺いします。

【土木建築部長】 天神川の瀬枯れ、いわゆる水枯れ問題について、八条通り付近より下流部で発生しているため、平成 10 年度と 17 年度に周辺の土質状況や地下水の調査を行なった。その結果、地下水については、盆・正月の時期や日曜・祝日に回復するといった傾向が見られたが、調査した範囲では、水枯れとの因果関係までは解明できておらず、また、地下水以外にも、水が浸透しやすい川底や降雨状況といった事前要因も複雑に関係しており、未だ原因の特定には至っていない。水枯れ問題は、天神川本来の河川流量の問題や、近接する桂川の影響、市街化にともなう雨水の浸透量減少による地下水位の低下など、様々な要因があり、流域圏を視野にいれた水の循環という観点からも検討していく必要があると考えている。今後、京都市の協力も得る中で、より有効な調査方法を研究していきたい。

【加味根】 西院駅のバリアフリー化については、困難な条件があるだけに、交通事業者任せでは、なかなか進まないことがはっきりしてきました。どう打開するか、やはり行政の積極的なイニシアティブが必要です。西院駅を含め、「引き続き改善方策を検討すべき地区」については京都市と京都府が、交通事業者に出席を求めた、特別な対策会議を設置して検討をすすめてはどうかと思いますが、いかがですか。お聞かせください。

天神川の瀬枯れ解消についてですが、その原因の大きなものが地下水のくみ上げによるであると、だんだんはっきりしてきたわけですから、地下水のくみ上げの状況を詳細に調査すること、その調査結果に基づいて、それが原因であれば、くみ上げ規制が必要だと思います。そういう取り組みをされるのかどうか、改めて聞いておきたい。

【企画環境部長】 西院駅のバリアフリー等については、京都市においては、移動円滑化全体構想の中で、重点地区を優先してバリアフリー化に取り組むと、今後も順次、未整備施設について整備の検討をすすめていくとされており、京都府としても、京都市と協調して対応していく。

【土木建築部長】 天神川の水枯れについて、この原因については、複雑な要因がからまっていると考えている。京都市の協力も得る中で、より有効な調査方法を研究していきたい。

【加味根】 西院駅のバリアフリー化、それから今後検討すべき地区ですね、この検討が進むように京都府、京都市が力を合わせて特別な会議も開いてすすめていけるような、特別な取り組みを強く求めておきます。天神川の瀬枯れについては、やはり、大きな原因が、地下水のくみ上げによるものだということが、京都府自身の調査でも明らかになってきたのだから、くみ上げの実態調査を、ぜひ、行なって頂くように強く要望して質問を終わります。